
平成25年 第4回(定例)南部町議会会議録(第4日)

平成25年6月21日(金曜日)

議事日程(第4号)

平成25年6月21日 午前11時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第45号 財産の無償譲渡について
- 日程第4 議案第46号 南部町老人福祉施設条例の廃止について
- 日程第5 議案第47号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第48号 南部町小規模急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第7 議案第49号 平成25年度南部町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第50号 平成25年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第51号 平成25年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第52号 平成25年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 陳情第13号 南部町議会の更なる情報公開を求める陳情
- 日程第12 陳情第4号 年金2.5%の削減中止を求める陳情
- 日程第13 陳情第5号 日本のTPP(環太平洋連携協定)交渉への参加反対を求める陳情書
- 日程第14 陳情第6号 デフレ不況からの脱却と地域経済の振興に向けて最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める陳情書
- 日程第15 陳情第7号 子ども・子育て支援新制度の導入に関する意見書提出を求める陳情書
(追加議案)
- 日程第16 議案第53号 南部町職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第17 発議案第7号 環太平洋連携協定(TPP)交渉参加表明の撤回を求める意見書
- 日程第18 発議案第8号 デフレ不況からの脱却と地域経済の振興に向けて最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書
- 日程第19 議員派遣
- 日程第20 議長発議第9号 閉会中の継続審査の申し出について<議会運営委員会>
- 日程第21 議長発議第10号 閉会中の継続審査の申し出について<広報調査特別委員会>

日程第22 議長発議第11号 閉会中の継続審査の申し出について<議会改革調査特別委員会>

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第45号 財産の無償譲渡について
- 日程第4 議案第46号 南部町老人福祉施設条例の廃止について
- 日程第5 議案第47号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第48号 南部町小規模急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第7 議案第49号 平成25年度南部町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第50号 平成25年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第51号 平成25年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第52号 平成25年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 陳情第13号 南部町議会の更なる情報公開を求める陳情
- 日程第12 陳情第4号 年金2.5%の削減中止を求める陳情
- 日程第13 陳情第5号 日本のTPP（環太平洋連携協定）交渉への参加反対を求める陳情書
- 日程第14 陳情第6号 デフレ不況からの脱却と地域経済の振興に向けて最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める陳情書
- 日程第15 陳情第7号 子ども・子育て支援新制度の導入に関する意見書提出を求める陳情書
(追加議案)
- 日程第16 議案第53号 南部町職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第17 発議案第7号 環太平洋連携協定（TPP）交渉参加表明の撤回を求める意見書
- 日程第18 発議案第8号 デフレ不況からの脱却と地域経済の振興に向けて最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書
- 日程第19 議員派遣
- 日程第20 議長発議第9号 閉会中の継続審査の申し出について<議会運営委員会>
- 日程第21 議長発議第10号 閉会中の継続審査の申し出について<広報調査特別委員会>
- 日程第22 議長発議第11号 閉会中の継続審査の申し出について<議会改革調査特別委員会>
-

出席議員（13名）

1番 白川立真君	2番 三鴨義文君
4番 板井隆君	5番 植田均君
6番 景山浩君	7番 杉谷早苗君
8番 細田元教君	9番 石上良夫君
10番 井田章雄君	11番 秦伊知郎君
12番 亀尾共三君	13番 真壁容子君
14番 青砥日出夫君	

欠席議員（1名）

3番 米澤睦雄君

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	唯清視君	書記	芝田卓巳君
		書記	前田憲昭君
		書記	小林公葉君

説明のため出席した者の職氏名

町長	坂本昭文君	副町長	陶山清孝君
教育長	永江多輝夫君	病院事業管理者	田中耕司君
総務課長	加藤晃君	財政室長	三輪祐子君
企画政策課長	矢吹隆君	地域振興専門員	長尾健治君
税務課長	畠稔明君	町民生活課長	仲田磨理子君
教育次長	板持照明君	総務・学校教育課長	福田範史君
病院事務部長	中前三紀夫君	健康福祉課長	伊藤真君
福祉事務所長	頼田光正君	建設課長	頼田泰史君
上下水道課長	谷田英之君	産業課長	仲田憲史君
監査委員	須山啓己君		

午前11時00分開議

○議長（青砥日出夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（青砥日出夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名します。

10番、井田章雄君、11番、秦伊知郎君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（青砥日出夫君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 議案第45号

○議長（青砥日出夫君） 日程第3、議案第45号、財産の無償譲渡についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

11番、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第45号、財産の無償譲渡について。

この議案の内容は、老人福祉施設ゆうらくの建物及び附属品設備の一式を社会福祉法人伯耆の国に譲渡するものであります。

全議員で構成します予算決算常任委員会で審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しております。

賛成、反対の意見であります。反対の意見、譲渡する理由に無償譲渡をすることにより町の社会福祉施策に沿った事業のさらなる充実が見込まれるとあるが、何ら具体的な説明もなされなかった。譲渡ありきではないか。譲渡のメリットの説明で、譲渡し、町の管理から離れば町は近い将来生ずるであろう改修等に生ずる負担がなくなる。法人にとっては毎年計上していた寄附金がなくなり、職員の待遇改善が図られるとあったが、こじつけのような説明で福祉施策全体か

らすれば譲渡の説明となっていない。職員の待遇については、今の状況で他の施設に対して評価できるのであって、譲渡後改善されるということは考えにくいというような意見がございました。

賛成の意見であります。譲渡理由の内容に具体的なものがないとのことだが、どのような状況になろうともゆうらくは町における福祉の重点施設であり、町の福祉に対する対応、考え方は変わるものではない。有償譲渡との発言もあったが、補助金の返還は約9億円とのこと、できないことである。寄附金としてゆうらくから多額なお金が計上されていたが、これは正常な状態ではないと考える。譲渡後は、このお金を改修費等の積立金や職員の待遇改善として使用すればよいという意見がありました。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 議案第45号に反対の立場から討論をいたします。

反対理由その1は、現時点で行政財産である南部町老人福祉施設ゆうらくを普通財産にいつするのかが議案に明記されておられません。この議案書は不備であり、審議に値しないものだと考えます。

反対理由のその2は、無償譲渡する理由として記載されている無償譲渡することにより町の社会福祉施策に沿った事業のさらなる充実が見込まれると記載がしてありますが、具体的内容が何も説明されませんでした。これは行政としての説明責任を果たしておらず、何が何でも無償譲渡してしまおうとする横暴なやり方と考えます。

理由の3番目には、無償譲渡は町と法人のどちらにもメリットがないということです。町は、今後見込まれる修繕費を伯耆の国が負担すると説明していますが、24年に交わした覚書の3条には今後の修繕費も協議の対象にしています。また、法人にとっては土地、建物を借りて事業を継続することは可能であり、今後予想される施設修繕費と職員の待遇改善を両立させていく保証はないと言えます。

その4は、法人の経理処理で町から1億7,000万円余で買い取った土地を3億5,000万円余の基本財産として計上している問題です。このような経理はあり得ないことで、意図がどのようなことなのか解明する必要があります。

その5は、鳥取県社会福祉施設の指導監査で指摘された18項目がどのように改善されたのか説明がないことは問題です。その中の13項目めにある南部町からの土地購入について、南部町

長でもある法人理事からの状況報告は議事録に記載されているが、既に計画が進行しているはずの平成23年度において議題（事業計画もしくは新たな義務の負担）として明確に審議された形跡がない。当案件は、多額の支出や負担を伴い、また現在受託経営している特別養護老人ホームの設置主体変更にもかかわることであり、今後の法人運営にとって重要である。具体的な資料を作成し、明確に議題として審議した上で議事録に記録することとし、適切な法人運営を努めることなどを初め、重要な指摘ばかりであります。県の担当課に問い合わせた結果、法人からの報告についてはまだ精査ができていないという回答でした。このような段階で無償譲渡を議会が議決するのは拙速です。

その6は、そもそも今回の土地、建物の譲渡は、何のためなのかよく考えてみるべきです。グループホーム建設のため法人側から土地を譲ってほしいと申し出があり、町は適切なものと認めたとの説明ですが、法人の内部では明確に審議した形跡がないと県の指導監査は指摘しています。この監査が行われたとき、町長は法人の財務担当理事だったはずですが。この状況は何を意味するのでしょうか。この計画は町長が双方代理に極めて近い立場で主導的に進められてきました。町長は伯耆の国を理事会をもってきちんと運営する団体と言われますが、運営のルールを壊しているのはだれなのでしょう。

ゆうらくは公立のままで町の老人福祉施策の拠点として守ることを主張し、反対討論いたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、賛成の諸君の発言を許します。

7番、杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 7番、杉谷です。私は、議案第45号、財産の無償譲渡について、賛成の立場として討論をいたします。

先ほど重要なことをおっしゃいました。県に対する監査についてまだ報告を受けていない。このようなことがありましたが、私が確認いたしましたところ、報告義務である期日までにきちんと報告し、その後についての指導ということもないということです。これで十分県の方は了解していただいているものと思います。

そこで、私はこの議論をするに当たり、そもそも10年前の成り立ちからきちっと考えていかないと、一つ一つの事案につままして誤解を生じていくということもあると思いますので、少しばかりゆうらくの建設事業費について触れておきたいと思います。

これは約22億円かかっております。内訳といたしましては、国の補助約4億4,000万円、県の補助約9億6,000万円、町の一般財源として約2億6,000万円、町が起債したのが

5億4,000万円となっています。この町が負担した一般財源の約2億6,000万円は、平成13年から平成15年において県の運営補助金などで充当し、既に終わっています。まだ残っている起債分の5億6,000万円については建設時の土地購入としたもので、ゆうらくでは土地代として町に毎年約3,000万円を努力目標として支払っています。町では、これを寄附という名目で受け取ってきています。この約3,000万円を受け取る科目につきましては当初から悩んでおり、県の指導と申しますか、県も了解をされてきており、この寄附という科目を用いてきていると聞き及んでいます。このように寄附という科目については、今日まで委員会審議で常に触れられてきておりました。

このような中、介護保険を担当されている南部箕蚊屋広域連合ではグループホームの建設に当たり、日吉津村にはチューリップホーム、伯耆町にはグループホームなごみが開設されておりました。ないのは南部町のみでしたが、これを伯耆の国が申し出られました。このことにより、町としては財政を投入しなくて済みましたが、伯耆の国は開設資金の調達をしなければなりません。以前では担保がなくても借入れができましたが、理事長交代のため担保が必要になり、資産として土地購入を申し出られました。私は、民間でできることは民間でということに賛成の立場です。このような動きには協力したいと思っています。

伯耆の国では、町が起債で購入した土地代金として平成24年度に1億7,000万円、そして、先ほど申しあげました年3,000万円を9年間で2億7,000万円、また24年3月に一般寄附として1億8,000万円、合計で6億円以上の支払いをされております。ゆうらくの建設事業費の起債分である5億4,000万円を超える金額を支払われております。

伯耆の国では、保育園職員の早出、遅出など、勤務時間の工夫とか、軽作業等は法人職員の全員で努力と工夫するなど仕事に励まれておられるように聞いております。また、事業内容としては特別養護老人ホームのゆうらくの入所者さんの94%は要介護4と5の方々です。南部町の入所者さんは72.6%、グループホームおちあいの入所者さんは18名のうち17名がこの南部町の方と聞いております。また、介護予防活動支援としての「じょいや」、「つどい」の利用延べ人数は1,381名、地域の方が利用されたこの延べ人数も2,420人です。このほか、国内外からの視察、研修の受け入れなど、多くの発信力と申しますか、福祉の向上によい影響を与えているリーダー的存在の法人とっております。

今、法人は開設より10年が経過し、職員200名の生活を保障していかなければなりません。経営についても安定が見られている今ですが、しかしながら、現在の状態は修繕費等の負担も町任せです。これでは施設管理も甘くなってくるのが人情です。このように指定管理という立場で

はなく自主自立をされたなら、より創意工夫や努力し、研さんをされると思います。現在、伯耆の国の季刊誌であるけやきが回覧され、町民の皆様もごらんになっていることと思いますが、先日の両陛下の御視察に関しましては手づくりのおもてなしに心よりお喜びになった御様子が載っております。このように豊かな感性を持った法人が生き残っていき、働いている職員や南部町民からも信頼されていると思います。独立も子育てと一緒に。自立させる時期を見誤ってはいけないと思います。現時点で有償譲渡すれば、町の負担は7億円の返還を求められていると聞いております。町財政の基盤の弱い我が南部町にありましては、不効率な出資はするべきではありません。

以上、述べましたように、議案第45号、財産の無償譲渡については賛成の立場としての討論をいたします。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾でございます。議案45号、財産の無償譲渡について、反対する立場で討論いたします。

この45号の中で、譲渡する理由として上がっております第3項ですね、この中で上がっているのが町の社会福祉施策に沿った事業のさらなる充実が見込まれる。このように書いてあるわけですが、先ほど植田議員も反対討論の中で申し述べたんですけども、私はこのことについていろいろ何回も質疑、質問を出してもなかなか理解できるような、なるほどそうかというような明確な説明はありませんでした。一つ、私がそこの中で言われたことで取り上げるんですが、譲渡して、そして、伯耆の国の方が自分で運営することで意欲がわく、このようにくだりがあったわけです。しかし、じゃあ、今の譲渡してない中では意欲がわいてないでしょうか。私は、少なくとも社会福祉のことについては意欲があるとかないとか、そんなことはまず問題外ではありませんか。老人の方のそういう手当ををすところ、そんな気持ちの段差をつくるなんていうことはとんでもない話であります。

それから、もう1点は、町の福祉の拠点施設であると、これまでずっと言われたわけです。2億円を投資してつくった施設ですね。それを無償であろうが有償であろうが、無償というんだが、渡すということ。つまり、町から縁が切れるということ、建物のね。それは180度の政策転換ではありませんか。私は、今、重要な、しかも老人というか、お年寄りに対するこのような施設は行政が持ってちぎって放さないというのが、これが本当にお年寄りに対する思いを持った施策ではありませんか。

それから、先ほど賛成討論の中でありました県の監査、これは出されたのが3月だったと思い

ます、伯耆の国でね。ところが、県の方はまだ精査が済まない、このような返事がありました。私は、これについても非常に問題があるんじゃないかと思うんです。3月に出したもんが、今、6月ですよ。それがまだ精査ができないなんて、一体人的な配置がどうなっているのか。私は、非常にここでも県の姿勢に対しては疑問を感じるところであります。

それから、繰り上げ償還、これが52号で後で出ると思うんですが、この中で、46号にも関係しますね、出てきますが。繰り上げ償還が先ほど賛成討論の中で、寄附金として町が受け入れたお金、それから土地購入のお金ということがあったんです。しかし、施設建設に対する起債には土地代金の入ったお金なんか繰り入れられたらおかしいですよ、これは。私は、この考え方は非常に間違っているということを指摘しておきます。

それから、植田議員も触れたんですけども、伯耆の国が町に寄附金を土地財産に組み入れておりますね。私は、町の土地売却に1億7,155万7,600円、これを入れることについては、まさに伯耆の国が不正経理をやっているんじゃないかという非常に疑いを持つわけです。加えて、土地売却代金のこれ、1億七千数百万ですが。それに対して、土地の財産が3億を超えているというような、これは不正経理の疑いがあるということ。町がこのようなことに加担してはならない、このことも指摘しておきます。

まだありますけども、これをもって以上の私の反対の討論の内容といたします。

○議長（青砥日出夫君） ほかありませんか。

6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 6番、景山でございます。賛成の討論をさせていただきたいと思っております。

先ほど杉谷議員の方から出ました。かなりダブった部分もあろうかと思いますが、私もやはり民ができることはできるだけ民に任せていくべきだろうというふうに思っております。官しかできないとか、民の力がその地域に不足していて、例えば福祉の部分ですとか住民の利便性の部分で欠けるようなところがあるならば、それは当然、官が補っていかなければならないとは思いますが、民が新たに参入をしてくれたり民が力をつけたりするような場合には、当然、それは民の方に主役の座を譲っていくべきだろうというふうに思います。

これも杉谷さんの方から出た話ではありますけれども、ゆうらくの方が県から町の方に移管がされたときの経緯、この時点ではもう既にその組織で働いておられる方、入所しておられる方が相当多数あって、民の参入を待つわけにもなかなかこれはいかない状況があったわけです。その後、民からも参入はありましたけれども、当然、状況的には同じような格好で雇用を守ったり

入所者の生活を守ったりということであれば、これは町としても一定の手だてを講じていかなければならなかったとは思いますが、ここに来て社会福祉法人さんの方が十分に力をつけてこれたという判断もあるでしょうし、社会福祉法人さんの方からの申し入れも、多分、話し合いの上ではあったんだろうというふうに思います。かなり10年という長い歳月がたちますが、22億の施設を無償でやってしまうといったような、そういう御意見もあるわけなんですけれども、現在でも社会福祉法人が老人福祉施設を設立、建設する場合には、大体4分の1程度の自己負担額で施設が建設できるというような、4分の3の補助の制度になっておりますし、多分、以前はもっと補助率というのは高く2割とか、2割を切るような自己負担で建設ができたということもありますので、先ほどありました今までの社会福祉法人の負担を見れば、これはいたずらにその法人の方に町の財産を提供して、譲渡してプラスのことを供与するといったようなことには当たらないのではないかとこのように考えます。

どちらにしましても、町としては高齢者の福祉の体制をつくり上げて、それが健全な状態で維持されることが町の責任であって、その状態が担保されるということであれば、これは民に任せしていくのが正しい姿であろうというふうに考えますので、この議案には賛成をいたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の議案であります第45号、財産の無償譲渡について反対をいたします。私たちが今回の無償譲渡に反対する基本的な6点については、植田議員が述べてまいりました。

私は、先ほどの杉谷議員、それから景山議員の賛成討論等について反論をし、今回議員の皆さんに改めて財産の無償譲渡は本当に町にとって、法人にとって、町民にとって必要な選択であるのかどうかということを再度お考えいただきたいという立場で、反対の討論をいたします。

まず、初めに、先ほど伯耆の国の評議員でもある杉谷議員が今回の無償譲渡が必要だという立場でお話をされました。私は、杉谷議員が今回この伯耆の国のことでお話ししてくださるのは、評議員会でどのような意見が出たのか。この無償譲渡について恐らく評議員会でも話されたと思うんですけども、そういうことをぜひとも披瀝していただきたいかったと、こういうふうに思っていることをまずお伝えしておきます。それくらい今回の無償譲渡が平成23年前後して話したにもかかわらず、一住民であった私にはすべて議会の議員の一般質問通じてしかわからなかった。住民からも説明会もなく、また議会に出ても随分説明したと言うのですが、こちら側が一般質問しないとなかなか出てこない。こういうふうな無償譲渡の進みぐあいだったのでは

なかったでしょうか。そういう中でも、私たちはことごとく出てきにくい資料に議員としては当然見れてもいような内容をも粘り強く情報公開をし、一つ一つ法人の決算書についても情報公開しないと出ないという始末。町と伯耆の国が交わした覚書についても1年以上もたってから、議会で求められて初めてその存在を認めて、この議会に覚書が出てくるという始末です。果たして、この状況で本当にこの無償譲渡が住民にとって明らかにされ、なぜ無償譲渡が必要なのか、このことが住民の中に明らかにしておらないし、言ってみれば議会の議員に対しても十分な資料もなく進められてきたというのが現状ではないでしょうか。そういう中で見れば、私は非常に拙速であり、町の大切な財産を今回のものは民営化がどうかを問うのではなく、大切な町の財産を手放していくことが妥当なのかどうか。基本的に町が責任を持つ福祉施策の重点施設と言われていた施設を手放し、重点の施設を町がなくしていくことが本当に適切なのかどうかということの答えるような審議をしてきたと言えるでしょうか。そういう点について、私は住民に対して非常に申しわけない気持ちを持っているところです。

今回の事の起こりは、グループホームを建てるから土地を伯耆の国が欲しいと言った。私は、法人関係者等にお聞きしましても、一番いい状態は国が定めている自分の資産を持っていることはいいにしても……（サイレン吹鳴）国や地方自治体が貸与してくれるのであれば、基本資産を持っていなくてもいい。1,000万円以上の出捐金と出資金ですね、基本財産があればできる、これが一番恵まれているあり方だということは、福祉法人の中でも皆さんの周知したことはなかったでしょうか。そういう中で、果たして今回の無償譲渡が町にとってメリットがあり、法人にとってメリットがあり、ひいては住民にとってメリットがあるということが今回の議会で明らかにされる必要があったのではないのでしょうか。

まず、町にとってのメリットは、これまで町側とすれば、今後起こり得る施設大改修の負担がなくなる、これを第1に上げました。第2点目には、建設をする際には市町村では補助金が来ない、多く見てこの2つの理由でした。そして、第1点目の理由の今後起こり得る施設改修についての負担増だという点についても、委員会で審査をしているさなかにもまともな答弁が返ってこなかったというのが現実です。私たちの主張は、これまで伯耆の国の方にも努力をいただいて、毎年3,000万近くの起債償還の分を寄附という形で受け入れてきました。当初の22億のお金も先ほど杉谷議員が言ったとおりの財源内訳です。それ以降、伯耆の国を抱えることによって、町の財源が著しく苦しくなったというようなことがあったのでしょうか。今後、仮に施設改修があるとすれば、これまで行っていたように、今後寄附がいけなければ使用料としてお金をいただき、それを町の中に蓄えていき、施設改修のときには町は担保がなくても起債を起こせるし、交付税

の中には補助金相当分が来ます。そういうことを考えれば、町のメリットである2つの理由も崩れているのではないのでしょうか。

法人のメリットについてです。今回1億7,000万というお金を払って土地を購入しました。グループホームを建てるのに土地がなければできない。建設するとき土地がなければできないでしょうが、これは福祉法人法にも定めているように、自分の土地でなくてはならない、このようなことは毛頭ないことです。仮に町の施設の上に福祉法人がお金を出して建てたとしても何ら問題は無いはず。もう少し言えば、福祉法人にも協力をいただいて町がそれを建てても、その後、使用料として回収していけば町の負担はなかったはず。そういう意味でいえば、今回の土地の1億7,000万の売買のあり方は、私は町財政に入ってきたとしても福祉法人からの1億7,000万の負担ということについては納得がいかないという立場を持っています。

そして、もう一つには、法人のメリットは、自分の財産になることによって職員の意欲が上がり、待遇改善につながる、こういう意見でした。本会議でも待遇改善に上がる根拠はどこにあるのか。このお金の根拠を問いましたが、町長、課長は、これまでの3,000万円のお金を回すことができるのではないかと言うだけで、大規模改修についてのお金が要ること、こういうこともあわせたらまともな答弁ではありませんでした。全体的に見ましても町長は、東京23区の水準を保っている伯耆の国の給与水準は高いのだ、こういうふうに言いますが、今、これを維持できていますのは何よりも町が土地を持って、施設を持って運営している伯耆の国だからこそのことではないのでしょうか。今後、仮にこの全改修を伯耆の国の負担としていくときに、どこに職員の待遇改善のお金の根拠が出てくるのでしょうか。少なくとも町内の中では、伯耆の国は町が建てたから安心して働けるのだと言っています。そして、待遇改善で一時金を出したと言いますが、本来の待遇改善というのはベースアップが基本です。このことを考えれば、私は今回無償譲渡をするに当たっても職員の待遇改善につながる根拠はないのではないかと考えざるを得ません。

3つ目には、今度福祉法人に行く福祉法人のあり方です。先ほども指摘がありましたが、法人の監査では18項目の指摘があり、町長はそれに対して、指定管理であり町が設立しているにもかかわらず、町としてはそのことについてコメントしないという言い方をしてきました。今回副町長は、仮に無償譲渡になっても米子にあるような一般の福祉法人とは違うのだと言いましたが、その中身を説明することはできませんでした。なぜなら、これまでも町が出資したといっても、そのことを理由にこちら側が決算書等を求めてもそれを出してきませんでした。そういうことを考えれば、今後、町の設立した法人だから心配ないということは毛頭考えられることではありません。

もう一つには、次の議案でも述べますが、今回法人の決算書で運営基本財産の中に、ゆうらくの土地代金として3億5,155万6,768円というお金が計上されていることです。恐らくここの中には、町に寄附したお金を入れて基本財産としているのですが、私どもが主張していますように、土地代についても土地鑑定もせず県の監査の言い分によれば、法人についていえば、基本財産等は原則簿価だと。こういうことを考えれば、この基本財産を見るにつけても、町の方や法人の方で言い分があったとしても、住民から見れば1億7,000万で買った、売買った土地の価格は適切なのかと言われても仕方がないのではないのでしょうか。

私は、今回の中でも町民にとってのメリット、町にとってのメリット、法人にとってのメリット、それを双方考えても今回の無償譲渡にどうしても結びつくことはできませんでした。このような中で、無償譲渡を行う理由は何なのでしょう、町長。私は、今後も議員として住民の皆さんと御一緒に、基本運営が町から仮に財産が法人に払われた場合につきましても、町が設立した法人として、議会でも、住民の立場としても、その決算の公表等や運営についての公開を求めていきます。それに対して町は応じるべきだと考えます。さらに今、今回のどう考えても待遇改善や町のメリットにつながらないときには、決して理事会等がみずからの利益のために動くことのないように議会と住民がなおさら厳しい監視を続けていく体制になっていっていき、このことを指摘いたしまして今回の無償譲渡に反対いたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、賛成者の発言を許します。

8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 今回の反対者の真壁議員のこの迫力に負けそうでございますけども、私もこの件に関しては賛成の立場から討論させていただきますが、事の発端からずっとは杉谷議員がさすが評議員ですね、きちっとされました。

この伯耆の国、10年前に旧会見町と西伯町で500万ずつ出捐してつくった社会福祉法人であります。民間の社会福祉法人というのは、自分の資産を出してそこでやると。あの社会福祉法人立ち上げて、そういう福祉事業をやるんですけど、本当に今回は紙切れ1枚のただ1,000万という証書だけの資産である社会福祉法人であります。民間の普通の社会福祉法人は、土地があり、財産があり、開設者にある程度の財産があり、そういう条件がたくさんあります。我が町がつくったこの伯耆の国は、ただたった1,000万の証書、これだけなんです。それを10年前に立ち上げてゆうらくを建設し、つくった、経営したのが今の現状でございますが、はっきりことしこのような問題になる事の発端はグループホームの建設からですが、よちよち歩きのたった1,000万の法人がグループホームを建設するので、土地を買わせていただきたいというよ

うまで成長した。そこには理事長としてどうしても両町長のどちらかがならないけんという規約があったようでございまして、坂本町長がそこで理事長になられました。つくったはいいが、皆さん方も御存じのように、保険診療で、介護保険の報酬で賄っております。全然1,000万しかないところに職員、今、200人ぐらいおられるんですけど、その人の給料をどなんして出すか、借り入れないけん。坂本町長も2億近くの借金、自分の判こでされたって聞きましたけど、これは恐らく家の人にも言われんぐらい清水の舞台からおりるような格好じゃなかったじゃないかと思います。この法人がうまくいかんかったら全部自分にかかりますので、それを理事長になって今日まで面倒を見ておられた。それに対して議会からいろんな追求をされながら、忍辱のよろいを着ながらこれを耐え忍んでおられました。忍辱というのはあの臭いニンニクじゃないですよ。耐え忍ぶよろいをまとめてそれをやっておられたのが今日まででございました。追求は厳しく、でも、それでも理事長をやめられて、今度は理事までされながら、そのときの創立のときに町の職員が2人自分でやめられて、この社会福祉法人にどっぷりつかって運営も協力、今日まで頑張っ、やっと一人前になるようになったこの法人なんです。町民の方にも本当にこれを聞いていただきたい。一人前になったあかしというのは今、この法人、この間もフィンランドから視察が参ったそうです。今、全国各地からここにユニットケアの研修をこの場でやっているそうです。そのような立派な法人に今、なっていると。そのフィンランドから来た方に普通なら事務職員とか介護の専門の部長たちが説明されますけど、たまたまそんなところの給食に行かれてコーヒーなんか呼ばれたそうですね。そこんときのしている、給食を担当しているパートのおばちゃんだと思いますけど、堂々とそのフィンランドの人にこの伯耆の国の説明をされていたとこの間聞きました。ということは、職員みんながこの伯耆の国を大事にして今日までやっているというのが今の現実です。これがやっここまで日の目になった。

一番今回問題になっているのが22億をかけてつくったこのゆうらく、土地代を含めてですよ。えっ、なぜほんなら無償でやるの、それは今まで共産党さんがいつも言っているそのこと。それでやって町のメリットと、ほんなら伯耆の国さんのメリットは何というのが町民の単純な本当の気持ちだと思います。これを真壁議員とか共産党議員は何ぼ聞いてもわからないと言っておられました。

これは去年の3月議会から一般質問するたびに執行部、町長は答えておられました。それが納得できない。町民の代表の議員さんですので、納得できなければそうかもしれませんけども、この議場を通じて町民の方に、ほんなら町のメリットは何だ。22億で建てた建物をなぜ無償譲渡までできるような、そのような法人、なぜするの。それを私はここで答えたいと思います。今、

る言いましたように、法人に力がついてきたと。よちよち歩きでたった1,000万のこの金でやって、二、三カ月の運営資金と給料や報酬が二、三カ月後しか出ないので、その間を理事長が受け判して、みんなで回しながらやってくる回って今日までなった。内容は、全国から研修に来るような法人になったと。世界でも有名な福祉の王国フィンランド、スウェーデン、そこからも来るようになった法人になった、成長した。私は、このような法人に成長したのを契機に、このグループホームの問題が出たときに公募いたしました、南部箕蚊屋広域連合が。そのとき公募したんですよ。手を挙げたのが伯耆の国しかなかったんです。米子近辺、西部管内でもその公募は届いています。けども、そこにゆうらく、伯耆の国がある、立派なのがあるから手出さんかったんです。伯耆の国が手挙げました。ならつくります、2億近くかかったと思います。お金借りようと思っても担保物件がない。そこから、町の方にこの土地を買わせていただきたいと要請があったようです。そのときには土地と建物は、普通、土地と建物で22億ですので、一体ですよという話があった、そこからの始まりなんです。そこで町の方も今、行政財産、これを普通財産にして売ろうかということで、議会にかかったのがそのときなんです。議会もそこで了として認めまして1億7,500万だったかな、1億7,000万だったかな、それをいただいて、伯耆の国はそれを担保にして市中銀行からお金を借り、南部箕蚊屋広域連合管内でなかった我が町にグループホームを建設していただきました。

これを我が町でつくればいいんじゃないと言われましたけども、こんな今、全国でも鳥取県内でも、行政がグループホームとか福祉施設をつくっているところは聞きません、またないと思います。ほとんど民間の方に任せておられます。また、これも今、亀尾議員が言われましたね、これを町が全部持てばいいんじゃない、県から町に移管されたときに一番悩んでおられたのが町長なんですよ。なぜならば、特別養護老人ホーム、今、ゆうらくですね、これは全国から入所できます。それに町の税金をつぎ込んでいいのかと悩まれたそうです。そうだと思います。今、杉谷議員から話聞きましたら、7割から8割が町内、あと2割近くが町外の方が入っておられます。そういうところに私たちの税金をつぎ込んでいいのか。はっきりそこでもうぱっと分けたがいいんです、きれいに。それで、そのようなことでちょうどいいじゃないか、伯耆の国もやっと一人前になったなということだと私は思います。

そういうことで、町のメリットって何だ、今る言いました、これから修理費がかさんでもいいんじゃないか、それも一つあると思います。もっともっと大きなメリットというのは、この議案書の譲渡理由に、町の社会福祉施策に沿った事業のさらなる充実が見込める、これが町のメリットなんです。これが説明がなかったと言われましたけど、副町長は私たちがつくった子供のよ

うなこの法人、これはずっと一生変わらないと言っておられました。そこなんです。これから行政とゆうらく、社会福祉法人伯耆の国、西伯病院、社協、これがよきパートナーになって、連携して町の福祉施策がそれぞれにきちっとできるような体制にやっとなった。これが今回の議案なんです。町民の方、このように手放した、そのように民でできることは民にして、私たちが生んで育てた伯耆の国、これが一人前になった。今後の南部町の高齢者福祉施策、今、保育園もやっています。子ども・子育て支援施策も町の施策をそういうところで一人前になったあんな、このようにやりたいからやってちょうだい。自分がつくった、自分が生んだこの法人に対等な立場でいってできるような今、力がついた、なったという今現状だと思います。これが今回の譲渡議案だと思います。

町民の皆さん、町のメリットはそのように町がいろんな施策できるようになった。また、それが勉強もできるように力がついてきたことが私は町のメリットであるし、この法人のメリットだと思います。22億の建物に負けないような福祉施策、世界じゅうから視察に来るような施設、これからも堂々としていただきたいと思っています。

今後、そのような金が要って処遇改善ができるわけじゃないかと言われました。この決算書見られました、みんなも見られたと思います。人件費率、一般の民間の社会福祉法人は絶対に50%超えさせません、そんだけ人件費を落としております。蓄えています。法人の人件費率、たしか60か70%です。社会福祉法人がもうけること必要ないじゃないですか。（「ちょっと長いな」と呼ぶ者あり）そこまでして人件費に充てて、よそよりも1万でも多く皆さんに還元するような努力されております。この間も保育園を指定管理されました。職員、このまま町が持つておいたらみんな条例の関係でやめていただかなきゃいけなかったところを、伯耆の国の職員となったおかげで正職員になっておられます。3月時に3月一時手当金を皆さんもらわれたそうです。本当に保育園の職員は喜んでおられました。このように一つ一つ見ても、この伯耆の国の法人、私たちがつくったこの法人、立派になったなと思われる。そのような法人に譲渡する、今後も町がつくった法人だから一緒になって頑張るねと言えるような今回の譲渡の案だと思います。

私は、これをもって賛成いたしますが、今日までそれを歯を食いしばって一人前にしようと、また、町の職員をなげうって今日までこれを反映、努力された人を忍辱のよろいをまとって守られた町長、本当に大変だったと私は思います。今後とも温かい目でこの法人、いけないときは頭からげんこつを張るぐらいな勢いで、いい法人に町民の皆さんも町も、みんな育ててあげようではありませんか。ということを演説いたしまして賛成討論いたします。

○議長（青砥日出夫君） 4番、板井隆君。

○議員（４番 板井 隆君） ４番、板井です。もう反対者はないと思うので、賛成討論をさせていただきます。本来はこのことでもよかったかもしれませんが、ほかの議案でも。ただ、２点、３点だけ、反対討論の中で正しておかなくちゃいけないところがあるので、討論をさせてください。

まず、植田議員、それから亀尾議員、基本財産のことで話をされました。おまけに不正経理じゃないかというようなことまでこの議場で話をされました。これは大変なことだと思います。ちゃんと確認もせず、調査もせずにそういったことを言うてしまう、私はおかしいと思います。私は確認しました。基本財産は、土地とグループホーム建設の取得によるものでありますと、これが基本財産ですということで確認をしました。町民の皆さんに非常に疑いをかけるような、伯耆の国に疑いをかけるような発言をされた。これはおかしいと思い、まず１点、ここです。

次に、もう１点です。無償譲渡についてという譲渡に対する理由、はっきりしたものが出なかったということでありましたけど、これは最初に秦委員長がその点はちゃんと説明をされたというふうに思います。これからの福祉、そして、これからの財政にとって新しいものに対する対応ができるというところがあるということです。

そして、私、一般質問させてもらいました中で、町長のマニフェストの中に町民のメリットという中の２番目に、伯耆の国の運営が安定することによって高度な介護サービスを子供や孫の代まで未永く受けることが可能となり、安心のまちづくりの支えとなります。この中で、伯耆の国の運営が安定することというのは、逆に町からすれば、町の財政が大変これから厳しくなってきたり、伯耆の国が老人福祉施策についてはちゃんとやってくれる、そういう担保ができたということなんです。だから、町民の方にとっても大きなメリットがここにはあるんじゃないでしょうか。

それと、職員の待遇改善です。真壁議員は、一時的な職員に今年度与えたということで、これも確かにそのとおりです。一時的なものは職員の待遇改善にならないかもしれませんが、少しでもよくなればそれを職員に還元していく、職員の仕事のやる気を起こす、それは大きな今のところでの改善ではないでしょうか。これから独立をしていただいて、もっともっと改善をもちろん求めてはいきますが、現在の時点でもこのように改善をしてきておられます。今、伯耆の国の職員は介護の部門で１６３人、保育園で５９人ということを知りました。そのうち町内から来ておられて勤めておられるのは６５％、約１４４人が町内の方です。そういった方々の将来をしっかりと支えていただく、伯耆の国にお願いする。民間でできることは民間でお願いする、そういった考え方は間違っているのでしょうか。

譲渡をして責任を持ってやっていただきたい。そういったこともお願いして賛成の討論といた

します。以上です。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結します。

これより、議案第45号、財産の無償譲渡についてを採決いたします。

本案は、委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。再開は、1時ちょうどといたします。

午後0時01分休憩

午後1時00分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

日程第4 議案第46号

○議長（青砥日出夫君） 日程第4、議案第46号、南部町老人福祉施設条例の廃止についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

11番、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第46号、南部町老人福祉施設条例の廃止について。

この条例の内容は、老人福祉施設ゆうらくの譲渡により、南部町老人福祉施設条例を廃止するものであります。条例の施行日は、平成25年7月1日となっています。

全員で構成します予算決算常任委員会で審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しております。

反対、賛成の意見がありますが、委員会での反対の意見は、ゆうらくを譲渡することにより町条例の廃止であるが、福祉の拠点施設と位置づけられていた施設の譲渡は方向の大変換であり、施策の後退と考える。また、福祉施策の将来の方向も示されていない中、愚策な決定でもあるという意見がございました。

賛成の意見がありますが、反対意見で言われたように方向、方針の大変換である。反対者は悪い方しかとらえていない。施設の自主管理、運営は新たな活力を生み出すと考える。このことは町の福祉の充実に結びつくと考える。条例については、施設が譲渡されれば廃止されるのは当然

であるという意見がございました。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 議案第46号、南部町老人福祉施設条例の廃止について、反対の立場から討論いたします。

この議案は、南部町の老人福祉施設ゆうらくを伯耆の国に無償譲渡することによって町の条例が廃止してしまうということは、これまで第1条でうたっております老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図るために南部町老人福祉施設を設置するという、このゆうらくの設置を町の責任で行ってきたことに町が責任をなくしてしまうという内容であります。

私は、これが無償譲渡の議案でも譲渡理由の中に、無償譲渡することによって施策のさらなる期待が持てるという提案理由になっておりましたが、私は、この南部町の福祉施策の前進という立場から考えて町の責任が後退したと言わざるを得ません。この施設で行ってきた介護サービス事業は南部町の老人福祉施策の中核です。これを指定管理によって伯耆の国に委託してきたことは、町が施設を伯耆の国に貸し出しながら、一方で、この施策の責任を負ってきたものと思います。先ほどの無償譲渡の議案でも民にできることは民にということで、そういうことが理由に言われてきましたけれども、今の問われているのはそういうことではないんです。無償譲渡する以前も民間なんです。経営運営は民間でやってまいりました。そこに今回問われているのは、町がどのような責任を負うのかということだと私は思います。この施設を町がきちんと維持管理し、指定管理で伯耆の国に委託することが、町と伯耆の国がそれぞれ責任を負って老人福祉施策を前進させていく、それに責任を負っていく、そういう道だと考えます。

そういうことから、この条例廃止の議案に対しては反対をいたします。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1番、白川立真君。

○議員（1番 白川 立真君） 1番、白川でございます。この46号議案に対して、賛成の立場で発言をさせていただきます。

少し45号議案に重なってしまうところもあろうかと思えます。特にこのゆうらくの譲渡に関

しては、数年前からさまざまな意見が出て議論をしてきたところだと思っております。特に今回私は、この建物の施設管理能力というところからスポットライトを当てて発言をしてまいります。

町民の持ち物であるこのゆうらくというのは、公に任せた方がいいのか、民に任せた方がいいのかということが議論になっているわけですが、本質的に公と民では差異があるんじゃないかと思っております。

公で建物管理をする場合、これは厳しい財政状況の枠内で管理をしていかなければいけない。例えば急にお金がかかったというときに、すぐにそれが対応できるだろうかというところが一つ心配です。

民間の場合は、年々都度都度、細やかな管理目標を定めて、一方で、経常収支というのをにらみつけながらためるものはためる。備蓄していきながら、何かあったときに細やかな対応ができる、修理等もできる。そういう意味で民間力、要は細やかなところにどれだけ手が差し伸べることができるのかということを見ております。

さらに本質から介護対応能力、建物の管理能力、こういったことに対応していくためのフットワークのよさはどちらがあるんだろう。そういったところから見たら、やはり民の方がいいのではないかと思っております。伯耆の国は、今、介護の新しいサービスの提供とか、利用拡大、また居宅サービスの拡大をされております。

さらにさまざまな介護ニーズに対応していくためには、今、持っておられる伯耆の国の介護能力を最大限に発揮していただきたい。そのためには、そこで働く職員さん一人一人のモチベーションにかかっているんじゃないかと思っております。そのモチベーションを上げるためには管理者、またはそのこのゆうらくのその役員さんたちのモチベーションにもかかってくる。これを総じて民間力と私は思っているところでありまして、これまで資産を持っていなかったわけです、このゆうらくは。そこで土地とグループホームを保有したことでしっかりとした経営基盤ができた。そして、充実ができる。従来からの懸案事項でありました軽度から中度の認知症高齢者の受け入れ体制がやっと整ったわけです。そういった意味で、利用者様、家族様にとっても有効なサービス提供ができるんじゃないかと思っております。

これ参考までですけど、22年と24年の収支をちょっと見比べてみますと、22年、収入7.9億、24年、10.1億、約2億円上がっております。ただ、これはグループホームの収入なんかも入っておりますので、支出を見ますと22年、7.4億、24年、9.1億、これももちろん上がっておりますけども、重要な次、経常収支、経営する者がだれもがポケットに入れて常に大事にしていくもんですけども、22年は5,700万、24年は9,600万。この9,6

00万の経常収支が出た、黒が出たというのは、やはり職員が一丸となって頑張った成果だと思っております。

最後になりますけども、この介護施設ゆうらくは、まず第一には予防といいますか、認知症にならないように、ここは町と一緒にになって取り組んでいく施設なんだということをまず説明させていただきます。そして、軽い方も認知症になられた方については、そのステージからもうそれ以上悪くならんように努力をしていく。ここも町の福祉課と一緒に両輪でやっていく。そういう施設であってほしいと思っております。これは決して伯耆の国が金もうけをする施設ではありませんので、お金のある方ばかり入っていただくわけにはいきません。そうでない方もたくさんおられると思っております。そういった幅広いニーズの方に手が届くような施設であるためには民間力が必要。民民といいますけども、もう間もなくこの南部町を親として、そして、広く町民におつきにさせていただいたこのゆうらくが巣立っていくわけですが、うれしい反面、寂しい部分も少しはあります。

この梅雨が明けますといよいよ夏、7月の巣立ちの時期。ここで、窓の外、ミンミンとセミが鳴く、窓の外、ミンミンとセミが鳴く。以上、賛成の立場で発言をさせていただきました。

○議長（青砥日出夫君） 次、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番の亀尾です。議案第46号、南部町老人福祉施設条例の廃止について、反対する立場から討論申し上げます。

先ほど賛成討論でいろいろあったんですが、サービスの内容についてでなくて、この条例は何かというと、いわゆる町が所有していた施設を伯耆の国、社会福祉法人へ移管すると、無償で渡すという、この条例なんです。私は、サービスについては今まで結局、運営は伯耆の国がやっていたんですから、指定管理者で。だから、それが、施設がそこに変わったからといってサービス内容が一体どこがどう変わるのか、私は理解できませんことをまず申し上げておきます。

もともとこの移管についてなんですけども、その前にあったのはグループホームの建設、いわゆるゆうらくの敷地内にグループホームを建てるんだということで、広域連合で組んでおります介護保険のことの2町1村のうち、認知症に対するグループホームがないのは南部町地域だけであるということで、そこで、介護保険の参加の中でやっぱり必要ではなからうかということで公募をかけたら、伯耆の国が希望されたということ。ところが、それやろうとしたら担保がない。いわゆる2億数千万でしたか、建設にかかわるお金が足りないので借り入れようとするけども、

その担保がないということで、そこで土地を購入して、それを担保にして資金導入をしたいということから、土地の購入の申し出があったということなんですね。ところが、よく考えてみますと、まず事業をやるためには資金面はどうするのかということから大体考えるもんですよ。例えば私が何か新しい事業をやろうとする。そしたら、やりますと言うんだなくて、まずやる前に一体その必要なお金はどうするのか、そこから出発するのが当たり前でないでしょうか。しかも、この理事会の中には坂本町長、以前理事長だった町長も入っておられるわけなんですよ。そうすれば、当然、どうしてその財政を持っておられた方がどうしてそのことをやられなかったのか、考えられなかったのかということ。このことが私は非常に疑問です。

そして、私は一般質問の中で、この伯耆の国に関して質問いたしました、一般質問。そのときに坂本町長が理事長でありましたので、双方代理のことじゃまずいじゃなからうか、だから、町長は理事長の職を辞したらどうですかということをしたんですけども、町長、こう言われました。当初スタート時点で細田議員もあったんですけども、運営のための金が要るんで、それで融資を受けたと。そして、自分が保証人になって金融機関から融資を受けましたと。だから、のくことはできませんということだったんです。その後の議会で再び私はこのことに質問いたしました。そのときは、坂本町長は理事長をのいて平理事に変わっておられました。私がそこで平理事になられたということは、金融機関からそこに理事長としておられなかったらいけないということがあったんでしょうか。このことを言いましたら、下がってのいてもいいけど、金融機関がこう言っているということだったです。非常に安定経営をしていると、伯耆の国はですね。だから、非常に金融機関から高い評価がある、このことだったんです。そのこともあわせると、そういう金融機関が評価していて、信用がつまりあるということですね。そういう中で、土地購入のために融資を受けるために担保が必要だからといって、どうして、私は非常に矛盾を感じるわけなんです。そのことが根にあって、恐らくそのときにも町長はこう言いました。近い将来は土地購入の議案が出たときに、その前からだったらいんですけども、近い将来には建物の無償譲渡、このことを考えているということだったんですね。つまり、土地購入は将来のこれがスタート地点であって、最終目的は建物を伯耆の国に譲渡する、このことが一番のねらいであったとしか考えられません。私は、最初に申し上げましたように、つまり建物が伯耆の国に変わったからといってサービス内容が大きく変わるなんていうことは考えられません。植田議員も言いましたけども、民にできることは民にと言うんだけど、既に今、指定管理者として民間がそこで運営をしてサービスをしているんです。だから、そのような先ほど賛成討論にあったことについては、果たして成り立つだろうかというぐあいに考えるものです。

それから、つけ加えますが、このゆうらくの建設に対しては町のお金はつぎ込んでいないと町長は言うておられます。しかし、土地の先ほど45号のところで私は触れたんですが、土地買収に入ったお金も繰り上げ償還に使っていること。そして、つけ加えますと、建設のときもそうですが、その後町がゆうらくの修繕のために24年度に2回の補助金と、それから交付金で1億円を上回りましたね、一般財源をつぎ込んで。それから、以前にも私は、金額ははっきり覚えておりませんが、数年前に玄関の修理と厨房の修理、これも一般財源をつぎ込んでやりました。今後つまりそこを管理運営、そして、修理については賄うというんですが、しかし、私は余計どももうかったお金でやるということは大変ではないでしょうか。それよりも、町がやはり所有して真壁議員も言いましたが、従来どおり使用料という形で名目はどうか知りませんが、そういう形で町が受け取って、それを預託しておいてやった方が町にもいいし、そしてまた、社会福祉法人のことも考えれば、その方がよっぽど有利である、このようなことを私は思うのであります。

それから、45号議案で、賛成討論の中で、私と植田議員の発言に対して非常におかしいということがありました。いわゆる土地財産についてですね、私の意見では、これははっきりとこの昨日でしたか、配付いただきました社会福祉法人伯耆の国決算報告書の中に、6の1ページ、符号が入ってありますが、この中にちゃんと記載してありますよ。基本財産、土地、2カ所、その中で項目が2つ上がっています。ゆうらく土地、それからグループホーム土地となっているんですよ。賛成討論のときはグループホームの建物を言われたんですが、それは違いますよ。そのことを指摘しておきます。

それから、人件費のことで植田議員のことにもおかしいということがあったんですが、人件費も先ほど言いましたように、町へ今まで納めておったのを、これは修理費がかかりませんから、修繕費が。よかったんですが、しかし、今後そこに対する修繕費、そのことも含めれば、人件費に回る部分が少なくなるんじゃないですか。そのことを指摘しておきます。

それから、最後にですが、言います。覚書、これ、去年の4月1日に交わされたそうです。町と伯耆の国の代表者、理事長であります山野さんと交わされたもんですね。驚きましたよ。こういう覚書はそのときにちゃんと説明責任をするべきではありませんか。そのところの第3条、今後の修繕に対する経済的な支援について、甲、つまり南部町です。乙、いわゆる伯耆の国が協議を行うということは今までずっと説明あったのが、譲渡したらもう一切修繕のことは心配しなくてもいいということだったんですが、これはどういう意味ですか。結局、経済的な支援についても協議する、そして、支援を行う考えもあるということが担保になっているんじゃないでしょうか。

私は、このようなことからして、この46号の議案に対しては反対するものであります。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

10番、井田章雄君。

○議員（10番 井田 章雄君） 10番、井田でございます。私は、46号、南部町老人福祉施設条例の廃止について、賛成の立場で討論させていただきますが、皆さん御承知のとおり、先ほど議案の45号で賛成、反対の討論をした中で、社会福祉法人伯耆の国の無償譲渡が可決したわけです。その結果によって、平成16年南部町条例第107号が不必要になったわけでございます。当然、南部町老人福祉施設条例でございますので、これが社会福祉法人伯耆の国に無償譲渡をしたということが可決されたならば、廃止しなければならないわけです。さっきこの法案に対して、いろいろまたもとに戻ったような討論をされましたけども、それはもう終わっておるんです。そういうことを踏まえて議案に対して討論してやっていただきたい。したがって、私は、この法案には賛成すべきということで討論いたします。ありがとうございました。

○議長（青砥日出夫君） 次に、反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 井田議員がおっしゃったように、もう45号で無償譲渡になったから46は当然廃止なんだというのであれば、自動的に廃止するのであれば、議案として審議することは要らんわけですよ。私たちは、今回は老人福祉施設条例の廃止をすることになったことが無償譲渡が理由ですけども、ほかの理由のときでもきっとこの施設はあった方がいいから反対するんですよ。だからこそ、単独の議案として出てきているものだから、この背景にあった、どうして条例廃止に至るのかというところでの無償譲渡のことを触れないわけにはいかないというふうに私は考えています。

この老人福祉施設は、先ほど同僚の反対議員が言ったように、老人の福祉を図るために町の老人福祉施設として設置することを施設条例で決めてきたものを今回廃止するという内容です。御存じのように、特別養護老人ホームは旧西伯町時代から県立の特別養護老人ホームとして、県の中でも早いところからあったわけですよ。私も旧西伯に来てから初めてこの特養ホームという名前を聞いて見に行ったときも、なるほど、町が県や公立的なところがこういうことを担っているんだなと思って見せてもらったことがあります。それが平成11年を前後して県から移管したいということで、町長は先ほどどなたかの討論の中では移管せざるを得なかったというんですけども、私もそのとき議会におりましたが、県内3つの特養ホームが出た中では一番早く町長が手を挙げられて、県から町に移管することをお認めになられたわけです。そのときの話の中では、先ほどの運営経費が町の財政として入っているというふうにおっしゃいましたが、そういう意味

例えば、平成15年でしたっけ、特養ホームを建てるときの費用というのは、まさしく税金で建てられたわけですね。本来の国の補助はともかく、県の補助は通常の倍以上出たわけでしたね。例えば補助基準面積は掛ける1.2倍、単価についても1.3倍、なぜこういうことが起こったかという、県が本来責任持つべきものを町に移管することによるための経費を計上したと。その上におっしゃっている町の一般財源の2億数千万というのは運営費の支援補助だという、県から来たお金だから問題ないって言ったんですけども、私の手元にある平成11年の資料では、この運営費に対する支援というのは職員の継続雇用を大前提とした、いわゆる職員の給与分だった。その当時は、職員の給与分も建設費用につき込んで、住民からもあった町には不相応な、言ってみれば立派過ぎるということですね。お金をかけた老人ホームをつくるのではないかという論議があったことも皆さんも覚えていると思うんです。その施設を言ってみれば、今回22億というんですけども、そのうちの16億までが町長はよそから、県や国から来たというんですが、これは立派な住民の税金でつくられた施設なんです。

その施設を、今回の問題は同僚議員も言ったように、民営化がどうのこうのではなくて、町の施設を指定管理をしている法人に、民間に渡していくという問題だということだと思うんです。それが町にとってメリットがあるかどうかということは、この施設のことをいえば、財政的なことが今度問題になってくると思います。そのことは本当にこのお金が適当なのかどうか、無償ですることがいいのかどうかも含めたら当然金額では明らかになっていること。中身についていえば、福祉施設で福祉の増進のためにいいのかどうかという点でいえば、当然町が町の施策と連携しようと思えば、大変でも持っていることの方が楽だということはだれが考えてもわかることではないでしょうか。

この時期は、町長は11年以降、移管を受けて平成15年でしたっけ、老人ホームを建設するに当たって、特養ホームの建設に当たって、今度は町が持っているのはごくわずかな間で新しく福祉法人を立ち上げて、ここに運営を任せると言うことを言ってきたわけです。そのつくった法人というのが会見、西伯合併前でしたから500万ずつ出して1,000万でしたが、そのときの設立の趣旨には会見町と西伯が共同にお金を出してつくるというのではなく、我々有志がお金を出し合って法人を設立したと書いてあるのは町長も記憶にあることだと思うんですよ。そのとき私は、町長を前に我々有志というのは、将来にわたってはこういうこともあり得るのかということを質問した記憶も私、持っております。まさかそういうことが10年後に本当に起こってこようとは思わなかったんですけども、町長のやろうとしていることは、福祉事業として特別養護老人ホームをつくり、介護保険事業に貢献したというのですが、介護保険が導入されたときに町

長も御存じのように、介護現場に市場原理を持ってくるものだ、こういう指摘の中で始まった介護保険でした。あけてみたら住民には負担増、結果としては介護施設の持っている施設への利益が集中することが明らかになった介護保険ではなかったでしょうか。町長はそのことを見越して法人をつくられました。そこに持って行って運営が先ほどどなたかの議員がおっしゃったように、平成24年度では9,000万円を超える黒字を出してきているわけです。今、おっしゃったように、15億を越す事業を行っているというのは町でいえば、南部町の西伯病院は二十数億ありますが、その半分のお金が動いているところを法人に任せ、今度はそこに財産を持っていこうとしているわけです。今回の条例の廃止で渡すことが町に本当に利益があるのかといえば、指定管理等で無償譲渡する場合の米子市等を見ても、抱えているときに赤字が生じるから無償譲渡をしていくわけです。今回の老人ホームの経営については、福祉現場では異例とも言える黒字を起こしている介護保険の中での老人福祉施設です。それを福祉法人に無償で提供していくということは、多くの住民から今後この利益はどのように使われるのかと関心を持たれるのも当然ではないでしょうか。そのことが今までのように、一部のところの情報だけで議会にも十分に出されない、採用問題についても本当に公平になさっているかどうかもわからない、こういうことが指摘される中で、今後の法人運営のあり方について多くの町民が心配しているのではないのでしょうか。そういうことを考えましたら、私は今回の福祉施設を法人に無償譲渡するための条例の廃止については、やはり反対せざるを得ないというふうに考えております。

先ほどこの反対討論の中で言っておきますが、同僚議員の中で、同僚議員に対して金額の土地の基本財産のところをもって不正と言ったのはけしからんというふうに発言する議員がおられました。恐らく今度賛成討論に立つと思いますので、このことについての弁明を求めておきたいと思うのですが、もし不正でないというのであれば、町が1億七千数百万で売却したという議案を認めた議会の皆さん、その1億7,000万が福祉法人の基本財産では3億5,000万になっていることの説明をなさってから、共産党議員に対して不正というのはおかしいのではないかと、いうことを反論すべきではないのでしょうか。中身のない反論ならしない方がましです。そういう意味でいえば、中身をきっちりと示して反論してくるべきだということを指摘して、私は反対いたします。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第46号、南部町老人福祉施設条例の廃止についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第47号

○議長（青砥日出夫君） 日程第5、議案第47号、南部町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

11番、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第47号、南部町国民健康保険税条例の一部改正について。

この条例の改正内容は、平成25年度南部町における国民健康保険税の税率を定めるため、条例改正を行うものであります。

全議員で構成いたします予算決算常任委員会で審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しております。

反対、賛成の意見がありますが、反対の意見。総額で623万2,000円の増税。現状でも厳しい生活状況の中でのさらなる負担は避けなければならない。さまざまな保険料、また固定資産税等を払えば生活は苦しい。今回2,500万円の基金を導入するが、さらに基金の導入をふやし、増税すべきではない。一般会計から繰り入れている自治体もある。そのような考え方に至って国保会計を守るべきであるというような意見がございました。

賛成の意見がありますが、ことしだけ、つまり単年度の特別な状況での収支のバランスが崩れたとすれば、他からの資金の繰り入れも可能と考えるが、この制度は抜本的な改革がなければ対応できない。残り少ない基金の取り崩しは避けるべきであるという意見であります。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番の亀尾です。議案47号、南部町国民健康保険税条例の一部改正について、反対するものであります。

私は、今議会で一般質問でもこの国保税についての問題をして取り上げました。その中でも主張いたしましたが、今、南部町民の暮らしについて言えること、それは家計に余裕のある方、こ

これは全くとは言いませんが、余裕のある方はほとんどわずかしかないというのが状況ではないでしょうか。そして、行政側から追加で出された資料で明らかになりましたが、国が決められている法定減免の対象者は前年と比べて増加していることは、つまり生活が苦しくなったということのあかしではないでしょうか。改正によってふえる税の増額は623万2,000円です。それをこしも今度の予算の中で基金を繰り入れています。その基金を前年と同額にするように基金を繰り入れて前年と同額する。つまり、負担増をしないことをまず求めるものであります。国保会計は単年度です。不測の事態には会計に不足額が発生したならば、一般会計で充当する。そして、次の年度でそれに対しての調整をするというのが、これが町民に負担をかけないやり方ではないでしょうか。そして、言いますが、24年度、つまり前年度の基金の残高予定が5,554万5,000円あります。その中で、先ほど623万2,000円の負担になりました。その負担増をもっと多いかもしれませんが、それを抑えるために5,554万5,000円のうち2,500万をつぎ込んだということでありまして。つまり、残りが3,054万5,000円、まだ基金が残っているわけです。3,000万の中からこの税額がふえる分、623万2,000円を補てんすれば、前年度と変わらない負担になる、このような結果になると思います。そうすれば、このお金を先ほども言いましたが、基金がゼロになるわけではありませんから、不測の事態が起こって残っている基金で足らなかった場合は、それは先ほども言ったように、一般財源の中からでも充当してその場をくりぬけるということをやすべきでないでしょうか。

私、一般質問の中で、今回もあったと思いますが、町長は国保の加入者の人口は、入っておられる人の人数は2,690人なんですね。ほかの医療保険に加入されている方もありますし、そういうことからいえば、一概にここに一般財源をつぎ込むのはいかがなものかということ。つまり、該当者にだけを日を当てるといのはおかしいではないかということの思いだと思ふんです。私は、それをちょっと町全体からいえばおかしいじゃないかということをおもうんです。なぜかといいますと、極端な言い方をしますと、保育料、これも国から来た中から持って、町もそれについてはまた負担をしているわけなんです。じゃあ、保育園に通う子供、あるいは幼稚園にかわる子供、そのための負担も出したらいけないということになるんじゃないでしょうか。私は、このようなことで町民の暮らしを応援にやっている行政とは決して言うことはできないと思います。その点を主張して、私はこの議案に対して反対するものであります。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 47号の国保関係については、これについて賛成の立場から討論

させていただきます。

今、亀尾議員が語る言われました、そのとおりでございます。我が家も我が家の税金で一番高いのはやっぱり国保税でした。全部の税額の半分、50%強は国保税。それで私もうんとうなりましたけど、これは互助互恵の関係でございまして、これによってこの国保に持っておられる方の医療費が守られるということなら辛抱せないけんかなという思いはありました。今、亀尾議員が語る言われましたのは、ごもっともよくわかります。また、我が町にもこの軽減世帯、要は所得が低くてその国保料を軽減される世帯ですね。これが国保世帯が1,707世帯ありますが、その中でこの軽減される世帯が7割、5割、2割軽減、医療分なんですけども、これが936世帯、6割強ぐらいの人が所得が低い。そういうことでそういう軽減世帯が我が町にあります。それに沿って国から我が町の人口も減る中で、またそういう感じで財政調整交付金とか保険基盤安定等の負担金等がこれによって入ってまいりますけども、実際そういう状態でございます、今回の税率改正で、全体で623万2,000円で、1人当たり大体2,317円、1世帯3,917円アップになるんですけども、ちなみにこの近辺で大山町が約5,000円ぐらいアップになります。江府町が3,000円近くになりまして、うちげとあんまり変わらん。一番びっくりしたのが我が町もこのようになるかなと心配したのが日南町さん、だんだんと人口減少が起きる中、高齢化率が高い中、また高齢者の人口も減る中で、9,000円もどうもアップになるそうです。うんとうなるんですけども、そういうのが実態でして、我が町の3,000円、許容範囲といえは許容範囲で厳しいですけど、互助互恵のこの国保会計で頑張らないけん。そのためにも私も、運協の関係でして、関係者ですけども、今回はちょっと体調不良で出ませんでした、その中でも高額医療がすごく上がっている。一番大きいのが新生物といって、がんなんです。これが24年2月から25年1月、約1年間で50件、7,229万3,764円とべらぼうに上がっております。その次に多いのが私のように太ったような人で血圧が高いとか循環器ですね、糖尿病とかいろいろあると思いますが、これが54件、6,858万7,040円。次に多いのが高齢者がだんだん多いにつれてだと思いますが、骨折とか云々でございますが、こういう原因も大分わかってまいりまして、運協のときでもこの保健事業をきちっとすれば、高額医療の伸び率が抑えられるんじゃないかというような提案もなされたと思えます。今後はこの新生物、また循環器系、骨格筋というのは骨折が云々ですが、リハビリ云々ですね。そういうのを重点的に保健事業すれば、この保険料を抑制する効果があらわれそうな気がしてまいります。ぜひともこれについての取り組みを健康福祉課、社協、今度ゆうらく等を絡めてしていただきたい。

先ほど亀尾議員が言われましたように、もしもこげになったとき、まだ3,000万基金があ

ると、それを全部崩して税率下げて今までどおりやってほしいと言うんですけど、この1年間で今、言いましたように、がんとか循環器で場合によって手術云々が重なって、一月、その月で3,000万ぐらい繰り出したことがあるんです、その基金から、足らなくて。そういうので、これも今回の国保会計は担当課としても綱渡りの状態じゃないかなという気がしております。ぜひともこれは3,000万ぐらいはやっぱり残して、そういうときに使うようにしていかないけんじゃないかなと思っております。

また、赤字、全部して次の年度で一般会計から入れればいいじゃないかと言われますけど、うなったら僕も一番いいと思う。一般会計入れたら返さんでもいいような気がするんですけど、そんなやけなことしたら今度南部町全体で約3,849世帯、3,900世帯あるんですね。そのうちの1,707世帯が国保です。だけん、5割強が、あとが健康保険ですね。協会けんぽとか共済とか組管掌保険、人数でいけば南部町の人口が1万1,537名ですので、国保世帯人数が2,897名で、そんな中から協会けんぽとか組合とか共済の人たちは自分もたくさん保険料を払って、まだその上に国保の人たちも自分たちも負担せないけんだあか、そういう疑問が生じるような気がしてまいります。それはやっぱりしたらいいけんじゃないかと思う、理解得られんと思う。みんな会社で保険料を国保以上に払っておられるんです。そういうことがありまして、なるべくならこの国保会計で始末して、できたらこういうことが今後次の年も起きないように、保健事業、今、言いました新生物、循環器、骨格筋、骨折等の健診とかりハビリとか、もう最大努力いたしましてこれ以上治療費が上がらないように努力して、これを乗り越えていかないけんような気がしております。他町と比べましても真ん中の辺で上がったかなと。だけど、今後、将来不安だな、そういうとこの健診をしっかりといたしまして、これについては賛成いたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 議案第47号、南部町国民健康保険税条例の一部改正について、反対の立場から討論いたします。

今回の提案は、1世帯当たり3,917円、町全体の税額の総額で623万2,000円の税を徴収増する議案です。これをどういうふうに負担していくかという問題ですけども、提案では2,500万の基金を繰り入れて623万2,000円を被保険者から徴収するという中身ですが、私は亀尾議員の討論でもありましたように、今の町内経済の実態を見れば本当に厳しいというのが実感でありまして、それは国の全体の統計を見ても明らかです。民間の給与所得が1998年の223兆円から2010年には194兆円へと、27兆円も減っております。1割以上で

すね、減っているわけです。一方、大企業の内部留保資金は1998年に143兆円であったものが2010年には260兆円まで積み上がっています。

国は財政難を理由に国民健康保険に財政支出をこの間ずっと切り下げてまいりました。そのことは、これまでの一般質問でも論議してきましたので繰り返しませんけれども、私は、今、アベノミクスが議論になっております今度の参議院選挙でも一番の焦点になると思いますけれども、消費税増税と、それから税と社会保障の一体改革という中で、国はどのような方向を目指そうとしているかといえば、社会保障の連続改悪ですよ。国の財政支出は、また切り縮められることはあっても、ふやす方向には向いてないと思います。そういう認識の上に立って、今、国の方向転換を求めていくべきだというのが私の意見です。

前の日銀総裁の白川さんは、260兆円の内部留保資金を民間に流していく、市場に流通させることが日本の経済を活発にして、それで税収を上げていく道だと、そういうふうに我が党の佐々木憲昭議員と話をされたことを私は聞きました。

そして、日本生命の基礎研究所レポートというのが1912年の1月付で出ておりまして、企業の大幅な貯蓄超過は決して健全な姿とは言えない。企業に滞留する余剰資金の有効な活用が経済政策を考える上で重要な論点だと、このように言っております。

今、社会保障をどういう財源で実行していくのか、政府は消費税と社会保障の切り捨ての方向ですけれども、私は、税を担税能力のある富裕層からしっかり税金をいただいて、1億円を超えるところこういうカーブがあるんですけども、申しわけありません。税率が1億円を境に低くなる。26.5%という1億円でピークを迎えて、100億円になると14.2%の税率になるという、これは国税庁の資料ですけれども、そういうこともあります。

きちんと税金を納める能力のある人に納めていただいて国家財政を豊かにし、それをまた経済に回していくと、それでいい循環をつくる。それをつくらないと、やっぱり国保の問題も基本的には解決していかない、このように考えます。

そういう意味で、ぜひ、今は大変ですけれども、基金がある分は取り崩して住民の負担をこれ以上ふやさないというふうに考えます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第47号、南部町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。
委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 4 8 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 6、議案第 4 8 号、南部町小規模急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

1 1 番、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第 4 8 号、南部町小規模急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定について。

この条例の内容であります。県の小規模急傾斜地崩壊対策補助金交付要綱及び同事業実施の要綱を受けて、町で小規模急傾斜地崩壊対策事業を実施する際の受益者分担金を定めるため、条例を制定するものであります。

これまで国、県の事業の対象となっていなかった崩壊対策事業を促進するため、県が傾斜度 30 度以上かつ急傾斜地の高さが 5 メートル以上、保全人家が 1 戸以上 5 戸未満と小規模のものを対象としたことに伴い、町でも対応し、人家等の保全に努め、安心できる生活に寄与するための条例制定であります。

全議員で構成いたします予算決算常任委員会で審査の結果、全員一致で意見を付して可決すべきと決めています。

意見を述べさせていただきます。傾斜度 30 度以上かつ急傾斜地の高さが 5 メートル以上のものの保全人家が 1 戸以上 5 戸未満であることなど、条件の緩和により小規模でも対象となったことにより崩壊対策の対応が促進され、町内の人家等の保全、町民が安心して生活できる環境の整備のための条例の制定は望ましいことである。しかし、分担金の割合はおおむね 2 割とされており、被害等を受けた方、または対象者の方の負担は大きいものとする。条例の第 5 条で、町長は、受益者にやむを得ない理由があると認めるとき、または特に必要があると認めるときは分担金の納付を猶予し、またはその額を減額し、もしくは免除することができるとしている。受益者の分担金の徴収については、状況等を十分に考慮し、格段の配慮を望む旨の意見を付すので、対応に努力されたい。以上であります。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これより討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第48号、南部町小規模急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定についてを採決いたします。

原案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。再開、2時20分。

午後2時03分休憩

午後2時20分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

日程第7 議案第49号

○議長（青砥日出夫君） 日程第7、議案第49号、平成25年度南部町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

11番、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第49号、平成25年度南部町一般会計補正予算（第1号）であります。

歳入歳出それぞれ1億8,904万円を追加し、予算の総額が68億8,904万円とするものであります。

歳入歳出の内容につきましては、省略させていただきます。

全議員で構成いたします予算決算常任委員会で審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しております。

これの反対、賛成の意見であります。反対の意見。介護サービス事業に対する繰出金で繰り上げ償還との考え方だが、償還に反対しており、納得するものではない。生活保護受給者に対しての受給額の引き下げは納得できない。元気臨時交付金は町の活性化のために使うべきであり、基金の増減の対象とすべきではない。

賛成の意見。各項目を上げて反対されたが、各事業の推進に当然必要な経費であり、反対する

理由はない。反対、賛成の意見が少なかったのでありますが、議会で十分意見を述べたいということでありましたので、述べていただきたいというふうに思います。以上であります。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 議案第49号、平成25年度南部町一般会計補正予算（第1号）に反対の立場から討論をいたします。

反対理由の第1は、ゆうらくの無償譲渡を目的とした介護サービス事業特別会計繰出金1億6,068万1,000円、これを繰り上げ償還するための財源であります。町の財産として管理すべきだと。繰り返しになりますけれども、そういう立場であります。

それから、反対の2番目の理由は、生活保護総務費、総務一般委託料63万円、これはシステムの改修費ですね。生活保護基準の引き下げによるシステム改修ですが、今、日本の生活保護を受けておられる方の捕捉率というのが約20%とされています。そして、2007年で餓死者と孤独死が1,100人、それが2011年で1,700人余り、こういうような状況があります。世界に誇る経済大国第3位と言っている中で、このような悲惨な事態が起きております。そういう中での生活保護基準の引き下げ、これは本当にどのような影響が出るのか予想がつくのではないのでしょうか。私は、最後のセーフティーネットと言われる生活保護基準をこれ以上引き下げるような非人道的な今の国のやり方に非難の声を上げるべきだと思います。そういうことを理由に反対いたします。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、三鴨義文君。

○議員（2番 三鴨 義文君） 2番、三鴨です。一般会計補正予算ですけど、私は賛成の立場で討論に参加したいと思います。

先ほど植田議員が言われましたように、1億6,000万の繰出金がこの補正の一番大きな金額でございまして、先ほど来、ゆうらくの無償譲渡の話からずっと議論、討論がされておりましたように、私も無償譲渡賛成の立場でございまして、一般会計から介護サービス特別会計に繰り出すことは当然。それから、償還に回すということには繰り出しはしていくべきと思っておりますし、介護サービスの方の借り入れを減じていくというものにつきまして、この1億6,000万

が充当されていくということになると思いますので、必要なことだというふうに思います。

あと、事業説明書の方で27ページにもわたり1ページずつ細かく執行部の説明を受けてきましたので、どれをとっても必要な補正予算だというふうに理解しておりますので、ぜひこれは賛成すべきというふうに思っております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番の亀尾でございます。私は、議案第49号、平成25年度一般会計補正予算、これに反対する立場から討論いたします。

理由は、先ほど植田議員が上げました3点なんですけども、特に私は強調したいのは歳入の面で上がっております国庫支出金。地域の元気臨時交付金、これが本町にも交付されておりますが、このお金で、水道統合事業の4,710万円を起債でやろうと当初はやっていたんですけど、その起債の減額に充てるということでもあります。そして、残りが5,000万、これは財政調整基金に積み立てる、このような考えであります。そして、私は国の目的、これは今、景気浮揚ということでアベノミクスに関係のことからだと思いますが、地域経済を活性化するんだということで上げられたということで回ってきたお金だと思うんです。この交付金は基金にすることではなくて町民の生活、今の町内の生活の支援に使うことであろうと、このことが必要であるということだと思うんです。一般質問でも細田議員が取り上げました子育て支援、そして、高齢者に対する支援、このようなことを切実な要求であるということだと私も同感に思うわけです。そういうことから、ここにやはりお金を回していくと。さらには先ほど植田議員が言いました、いわゆる生活保護基準に達しているような人のそういうような低所得者に対する支援、セーフティーネット、この考えからやはりこちらの方へ使っていくって、町民が少しでも安心して暮らし、安定ができる、そういう町政を目指すための予算をすることを要求して、私は反対するものであります。

○議長（青砥日出夫君） 委員長報告に賛成者の発言を許します。

4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 板井です。私は、この補正予算について賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、生活保護法のことなんですけれど、これは生活保護法の一部を改正する法律案が出ておりました、それとあわせて生活困窮者自立支援法というセットで今回の法案の改正がなされているというところが一番大事なところじゃないかなというふうに思います。この生活保護法につい

ては、最近テレビ等で不正的な受給がたくさん出てきている。それを抑えるための改正です。それに対して困窮者は支援策ということで、そういった形で困る方が出てくるからそれを支援する形での生活困窮者自立支援法という、2つの法案がセットになって通っているということです。特にこれから大変なことは、受給の相談とかお願いに行った人をしっかりと見守って、確実にその人を守ってあげるといこと。窓口でそのまま追い払うとか、そういったことはなくて、特に大きい大都市なんかではそういったことがどうしてもふえているような状況も聞いております。我が南部町は福祉施策、生活保護については南部町が独自で事務所を持ってやっていただいておりますので、そういったことはないとは思いますが、そういった状況の中でしっかりと保護をしなくちゃいけない町民の方はしっかりと保護をしてあげるといことを念頭に置いていただいて、まず生活保護についての賛成といたします。

それと、もう一つ、地域の元気臨時交付金というのですが、これも補正予算のときに討論がありました。そのときにも私、言ったと思うんですけど、この内容は経済対策で追加されている公共投資の地方負担が大規模であり、予算編成の遅延という異例の状況の中で、地方の資金調達に配慮し経済対策の迅速かつ円滑な実施を図るためにこの元気交付金が出ているということです。そのときも話をしたと思うんですが、町で単独でしなくちゃいけない事業が4年、5年かけてやっと1つの事業が終わるところを、1年でも2年でも早くできるということが前提でこの元気交付金が出ております。この水道事業に関してもこの5,000万というものは、当初この基金を取り崩して予算を組んでいたんですが、それが出たために取り崩した予算をもとに戻す。ただそれだけのことです。この補正予算のどこが悪いのかなというふうに思い、賛成の立場での討論とさせていただきます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 次に、反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の補正予算についての反対は、先ほどの3点のとおりです。

私は、賛成討論をされる方にぜひお聞きしたい。今回、一番最初の日配にいただきましたゆうらくの無償譲渡について議会説明資料、6月14日付の第2ページのところに、老人福祉施設ゆうらく譲渡にかかわる起債償還と、寄附金及び土地売り払い収入の一覧表が出てきています。これは今回の無償譲渡に当たっての繰り上げ償還をするための資料をつくられたものだというふうに理解しています。その中で、平成24年度に1億7,155万6,768円、それと1億8,000万円の寄附が上がっているわけですね。これをするによって今までの、いわゆるゆうらくの建物の繰り上げ償還を終わらせるのだと。その理由は、無償譲渡するためですよね。私は、

今回のこの起債償還に持ってきた寄附金と、土地売り払い収入の取り扱い方に非常に無理があるなどと思いますのは、土地売り払い収入も起債償還の中に入れたということですね。この理由は、何回も繰り返して言うんですが、町側は土地代金も起債の対象になっているんだと、こういうふうにおっしゃるんですけどもね。少なくとも私が説明して聞いた段階では、この土地の代金というのは確かに全体見積もっては起債かもわかりませんが、そのときのお金の流れを見たらわかりますけど、一般財源等で出されてきているというふうを考える方がごく自然だし、お金のやりとりを見たら結果としてそうなるのではないかというふうに思っているわけですよ。そのやり方がおかしいという点が1つと、もう一つは、それから幾らお金が返ってきたといっても土地売り払いの収入の1億7,000万というのは一般財源で、土地代として入ってきたとして本来なら置いておくべきで、起債償還に充てるということは、結局は町が全然何も負担していないということにならないということを言っておきたい。

その次に、寄附金1億8,000万ですけども、この寄附金は先ほども問題になっていたように、福祉法人から見たら寄附としては書けないものだったから、いわゆる経費で落としてきたわけですよ。ところが、先を見込んだこの1億8,000万というのは一体どういう福祉法人の会計の中で出してきたのか。私は、それができないから基本財産の1億8,000万に上げているんだらうというふうに思うんですけども、これは明らかに福祉法人法でいう福祉法人の会計の記入の適切ではない。不正という言葉は、適切ではないあり方ではないでしょうか。そういうことをあえてしながら、福祉法人に町からそういうことをさせてまでもこういうふうに繰り上げ償還をして無償譲渡を急ぐ必要がどこにあるのか。ここが本当に不思議でならないわけなんです。少なくとも、それから今回なぜこれ出しているかという、今回1億8,000万を寄附したものを町は、福祉法人は土地の代金として上げて、おまけにゆうらくの土地とグループホームの土地も分けて3億5,155万6,768円を基本財産の土地の価格として上げているわけですよ。ところが、この1億8,000万というのは全部来たわけじゃないですよ。どんだけ返したかという、厳密に言えば1,931万9,302円は伯耆の国に返しているんですよ。こういうやりとりをしながら出てきたお金1億8,000万を土地の代金にしておいて、こういう福祉法人の会計の仕方が許されるのか。何回も言っていますよ。少なくとも賛成された皆さんも福祉法人に健全経営してもらおうと思って無償譲渡はいいことだと言っておりますが、そうであればこの説明をなさるべきではないでしょうか。黙りこくっているのはひきょうですよ。何回も言っているんだから、今回の討論に出てくることはわかっているんだから、お調べになっているんじゃないですか。少なくともそれが間違いというのであれば、賛成した議員も含めて是正するように言

うのが本来のあり方ではないでしょうか。少なくとも私は、こういうふうなことをこういう財政処理をしていることを法人に強いるようなやり方については、町としてはやるべきではないということをご指摘しておきます。

それと、もう1点、生活保護法については、板井さんがどんなふうに情報を得られたか知りませんが、今回の生活保護法というのは全体の0.5%にも満たない、いわゆる不正受給者をあたかもたくさんいるかのごとく描いて生活保護費全般を引き下げようとする、全体的には生活保護基準引き下げの提案だったんですよ。私たちはこの動きに対して、決して生活保護というのは人から施しを受けるものじゃなくて、国民の権利だという立場から今回の国のあり方には反対をし、それに伴うシステム改修だから今回の補正予算で反対しているということです。以上です。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第49号、平成25年度南部町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。
委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第50号

○議長（青砥日出夫君） 日程第8、議案第50号、平成25年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

11番、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第50号、平成25年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）です。

歳入歳出の予算の総額にそれぞれ631万円を追加し、総額をそれぞれ5,479万8,000円とするものであります。

内容であります。当初予算では浄化槽5基の設置計画であったが、追加し、10基とする工事請負費の増額に関するものであります。

全議員で構成いたします予算決算常任委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しております。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論を終わります。

これより、議案第50号、平成25年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第51号

○議長（青砥日出夫君） 日程第9、議案第51号、平成25年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

11番、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第51号、平成25年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

事業の内容であります。東西町にある処理施設のポンプの修理費に対し、委託料として計上していた予算123万2,000円を需用費に変更して事業を行うものであります。

全議員で構成いたします予算決算常任委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第51号、平成25年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 52 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 10、議案第 52 号、平成 25 年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

11 番、秦伊知郎君。

○予算決算常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長です。議案第 52 号、平成 25 年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）であります。

この事業の内容は、老人福祉施設ゆうらく建てかえ事業に係る起債の元金と利子の償還のための特別会計であります。

全議員で構成いたします予算決算常任委員会で審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しております。

反対、賛成の意見、理由であります。議案第 45 号、46 号と同意見ということでありまして、省略されております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

5 番、植田均君。

○議員（5 番 植田 均君） 議案第 52 号、平成 25 年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）に反対の立場から討論をいたします。

これは繰り返しになりますけれども、ゆうらくを無償譲渡するために繰り上げ償還をする財源を一般会計から繰り入れて償還財源をつくるものだと思いますが、町のこれまで営々として積み上げてきた老人福祉施策の拠点を私は守る立場で何としても反対をしたいと思います。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

4 番、板井隆君。

○議員（4 番 板井 隆君） 4 番、板井です。私は、この議案第 52 号、南部町の介護サービス事業特別会計補正予算について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど施設の条例廃止のところとかで情けない者だとかひきょう者だとかって言われたんです

が、私としては言わなくちゃいけないところで言いたい、ただそれだけです。条例施設の廃止についてのときは井田議員も肅々と前の譲渡が決まったので、決めるべきだというふうにも発言されました。私もそのとおりだというふうに思っています。ただ、ここでは介護サービス事業の特別会計の補正ということで、先ほど反対でも討論のありました部分にも触れますので、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど一般会計の補正の方で、真壁議員が24年度と25年度のゆうらくから出ました寄附金のことについて話をされました。24年度が1億7,156万6,768円ですか、それから25年度で1億8,000万ということで、それに対するそれぞれの振り分けがありますけれど、この合計がすべて出されました中では基本財産としてゆうらくでは上がってきております。その金額ですけれど、ゆうらくの方にももちろん確認もとりました。町との整合性が合わないんじゃないですかというふうに話をしたんですが、ゆうらくとしての会計処理としてやらせてもらった。県にも相談し、それは問題ないということがあったので、このようにさせてもらったというような話が返ってきております。私は、そのゆうらくの事務局の方から話されたことをもちろん信用し、無償譲渡も、そして、介護福祉についてゆうらくの運営をぜひお任せしたい、お願いをしたいという立場です。

そして、先ほど真壁議員がその中から1,900万ですか、ゆうらくに返すんだと。確かにそのとおりです。ただ、私、一般質問のときに話もさせてもらったと思います。このたびの決算で1億2,000万近くの剰余金を、繰越金をゆうらく、出しておられますが、それ以上にこのたびの譲渡の関係等含めて、またグループホームの建設も含めて4億1,000万近くの借入金も起こしてこの現在に至っております。マイナスの状態からの譲渡で申しわけないんですが、ぜひ頑張ってくださいということを一般会計でも話もさせていただきました。その差額のうちの約2,000万ですか、そのくらいは我が子が旅立つときには少しぐらい渡して頑張ってくれといても全然おかしくないんじゃないんですかね。自分たちの子供たちのときにどうされますでしょうか。千尋の谷に落とすようなことよりは、ちょっとでも頑張してほしいという思いをわかってほしいなというふうに思います。そういった面からしてこの議案の52号については賛成すべきという立場での討論とさせていただきます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほどから一連の議案です。今回の介護サービス事業特別会計では、ここでも全部清算して償還分をゼロにして無償譲渡に持っていく条件をつくっていくという

内容です。

先ほど板井議員がおっしゃられた24年度の1億7,000万、それと25年度と言いましたが、24年度の寄附金ですよ。1億8,000万が、これが土地代金と寄附金が全額福祉法人の基本財産に入っていること確認したと、こういうふうに賛成する議員もいらっしゃいます。問い合わせたところ、何ら問題ないと言ったと。私たちは議員ですから、これを問題ないと言うときには法的にどのような根拠でこのような計上ができるのかということまで言うてくださらないと、私に対する回答にならないのだと思うんですよ。当然ですよ。私は、この今回の、仮にゆるらくの土地のお金は、町からは1億7,000何がししか出してないわけですよ。それをどんなお金か知りませんが、寄附として自分たちがどこかに出した分を土地の基本財産としてそこで記入していいのか。いいというのであれば、社会福祉法人法上、どのような文書を持ってきて、条項を持ってきていいというのか、そういう説明してくれたらいいんですよ。そしたら、はい、わかりましたって言うから。幾ら見ても、私どもが県に問い合わせしても簿価以外はここに記入することは原則考えられない。これぐらいの福祉法人の本も見せてもらって勉強しましたけれども、こういうことができるのかって書いていないから言っているんですよ。そういうようなことをさせてまでお金の都合をつけて無償譲渡にこぎつけなければならないのか。そういう点で私は、町の責任が問われているから聞いているんですよ。次、どなたが賛成討論に立つか知りませんが、このことはちゃんとお調べにならないといけないのではないのでしょうか。そういう意味でいえば、私たちはお金を動かしているところを確認しているんですよ。法的にどうかということろをきちんと見る必要があるのではないのでしょうか。

先ほど伯耆の国が4億幾らの借金からの出発で、子供を育てるようにお金を出してもいいのではないか。地方自治体というのは、法人の独立のためにお金を使ったりとか支えることが町の仕事ではありません。なぜ法人と共同して歩むかといえば、社会福祉の充実を掲げているからするわけです。その中身を明らかにしないで金を出してもいいのではないかということは住民には筋が通らないと、こういうふうに言わなければならないと思います。おまけに法的にはグループホームを建てるにしても、何ら買う必要のなかった土地を1億7,000万出して法人に新たな借金をつくらせたのは町ではありませんか。そういうことを考えれば、今回の町のやり方はよきパートナーと言いながらも負担増をし、ひいては福祉の充実どころか不安定な経営等にも導きかねないということを指摘しておかなければならないと思います。今からでも遅くないと思います、皆さん。この無償譲渡についておかしいと思う議員が……（「おらん」と呼ぶ者あり）討論の中で少なくともあなた方はこのお金の説明ができていないんですよ。私は、ひきょうだと言った覚

えがありませんが、誠実ではないというふうに指摘しておきます。少なくとも賛成をするのであれば、お金のことはどうかということぐらいの説明をして、この無償譲渡に問題がないと言うべきですよ。そういう点から問題を指摘し、大いに問題であるのに、あなた方は賛成するのですかということをお願いして反対したいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 8番、細田元教君。

○議員（8番 細田 元教君） 大分けしかけられまして何か言わないけんような雰囲気になりましたけど、これは一般会計からこの会計に振り込ませて起債償還をして、南部町の借金が一つなくなったという案件だと思っております。それについて今、るる言われましたが、伯耆の国の会計の処理のことを言われますが、これは我が南部町の方のこの議会、またこちらの方には一切関与せん問題じゃないかなと思います。私もちょっと調べさせていただきまして聞きましたら首かしげられました、やっぱり。ならば、今、言われた人、どうぞ県の方や云々に行って伯耆の国に修正なりいろんなことしていただき、ただ処理が間違えておたら間違えておたできちっとしてもらえれば済むことですので、金の流れさえきちとなればいいと。この償還には1億7,000万と1億8,000万も入ってきてこれできれいになると。あと2,000万云々って伯耆の国に返したというのがありましたが、あれはたしか一括償還するとき、国が普通ならあれは補償金でしたかね、あれをもらわないけんというやつが、それも免除すると。ということは、国の方がいいですよと言ったお墨つきのついたものでして、たしかその2,000万はこの間の改修のときに一緒に中に入れて返したような雰囲気になったと思います。それでこれについては、南部町のこの会計については一つも、筋は全部通っておるんですけど、ここで伯耆の国のこの間、決算書見たらそういうことで異議ありですが、一切この議案には一つも関係ないと。これについて異議があれば県の方に行ってもう一度言って、修正するなりあなたたちの考えが間違っておたら間違っておりますでと言われれば済むんじゃないかと。それに対してのペナルティーがあるなら伯耆の国が負えばいいことでして、うちげは金がきちっと入ってそのように処理したと。そういう案件でして、今回のこの議案は一つの起債が終わった、4億ぐらいがなくなったということで一つ身が軽くなったということでもあります。あとはこの伯耆の国が町と一緒にって最初の提案説明にありましたように、福祉の増進に具体的に何も無いと言われましたけど、今、動いているのは24時間訪問対応型介護ですか、それについて病院と連携したり町と連携したり考えて一生懸命やっております。このようなコーディネーターするのが我が町の、町の仕事でして、それを手足のように意を受けて一人前になった伯耆の国がやるというのが今後のますますの仕事であります。介護保険事業をするのは、これは当たり前。これから町の高齢者施策、少子化施策、

町がコーディネーターしてこのようにならないけんな、すぐ対応できるような我が子が巣立ちした伯耆の国を今後ともそのように見守ってまいりたいと私は思っておりますが、町長、また執行部、よろしくお願いいたします。ということで、この会計には賛成いたします。

○議長（青砥日出夫君） 委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番の亀尾でございます。先ほど賛成、反対がいろいろ交わされておまして、賛成討論者、先ほどありましたが、私は伯耆の国の会計についてのことは、それは県に指導を受けてきちんと、もし間違っておったらされればいいということの討論だったんですけども、実は委員会の中でも、いわゆる土地の財産ですね、これが売却のお金と、それから伯耆の国が起債している決算の分が金額が違うんじゃないかということを書いて、そこで出ておられた執行部の方から、今さらそういうことを言われてもそれは答える必要ありませんとかそういうようなことを言われるんですよ。そういうわけのわからんような状況の中で私はあえて言ったんですが、会計の不正の疑いがあるような中で、これを見逃すようなことをすれば、町がそれに加担したことではなかろうかということは何回も言っているんですよ。それについて賛成者の方から、いや、そういうことだけでも、詳しく内容を言うところこうこうなんだよということがあればいいんだけども、もし不適なことがあれば県の方からの指導を受けて直されればいい、そんないいかげんなことでこの議会通していいのですか。私は、こんないいかげんなことでは、議会としては町民からの信頼を得ることはできませんよ。そのことを指摘しておきます。

それから、4億円を超える借金がある中で、ひとり立ちして旅立ちといいますか、その中では見送ってやるだということだ。これ、個人的なことじゃないんですよ。それは普通の一般の家庭の親子の関係で、おまえ、えらいだあも頑張れよと、これお金、やるけんというならそれは通るでしょうけども、公式なところでそんなことは通りませんよ。ここで問題になることを差しおいて言うんですけども、家族で例えば親が子供に対して、ばかやろうとか言ったことであれば、家内のうちならまだおさまるんですが、公式なところでばかやろうなんて言ったら、他人に、大問題ですよ。それと同じことじゃないですか。公式なことと個人的なことを混同してはいけません。私は、そのようなあいまいな態度でこの議案を可決するということには到底同意できるものではありませんので、そのことを指摘して反対します。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第52号、平成25年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 陳情第 1 3 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 1 1、陳情第 1 3 号、南部町議会の更なる情報公開を求める陳情を議題といたします。

本件につきまして総務経済常任委員長の報告を求めます。

4 番、板井隆君。

○総務経済常任委員会委員長（板井 隆君） 総務経済常任委員長の板井です。陳情第 1 3 号、南部町議会の更なる情報公開を求める陳情の可否について御報告をいたします。

可否につきましては全員一致で趣旨採択ということで決しておりますが、この陳情に対しましては昨年の 1 1 月に陳情がなされ、1 2 月、3 月定例議会ともに継続審査ということで現在に至っております。

このたびの諸般の報告の方でもさせていただきました日南町議会等にも視察に行きまして、結果、趣旨採択ではありますが、意見を付して趣旨採択ということになりましたので、御報告させていただきます。

3 月定例議会で設置されました議会改革調査特別委員会を早期に開催していただき、こちらの陳情につきましてもあわせて協議いただくことを求めまして趣旨採択となりました。以上、報告を終わります。

○議長（青砥日出夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論を終わります。

これより、陳情第 1 3 号、南部町議会の更なる情報公開を求める陳情を採決いたします。

委員長の報告は趣旨採択でありました。本案を趣旨採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり趣旨採択

とすることに決しました。

日程第12 陳情第4号

○議長（青砥日出夫君） 日程第12、陳情第4号、年金2.5%の削減中止を求める陳情を議題といたします。

本件につきまして民生教育常任委員長の報告を求めます。

10番、井田章雄君。

○民生教育常任委員会委員長（井田 章雄君） 民生教育常任委員長の井田でございます。付託を受けました陳情第4号、年金2.5%の削減中止を求める陳情について御報告いたします。

当委員会におきましては、審査の結果、賛成少数で不採択にすべきと決しました。

このことについて少し説明をさせていただきますが、皆さん御承知のとおり、この陳情につきましては過去2回、今回で3回目、出ております。その内容でございますけれども、2012年6月定例議会に提出されまして、委員会、本会議におきまして不採択という決定をいたしております。

2回目が2013年、これは3月の定例議会で審査をいたしまして、それによりまして委員会、本会議によって趣旨採択というふうに決しております。

そういう結果を踏まえて、皆さん方の委員の意見を問いました。その中で、年金財政の問題、中には趣旨採択でいいじゃないかと。また、採択して意見を上げるべきじゃないかと意見がございまして、私、委員長といたしまして調整を図ったわけでございますけれども、全員一致ということになりません。そこで委員会として採決しようと、こういう意見がございまして、採決の結果、先ほど報告したとおりの結果でございます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 委員長に質疑いたします。前回の3月議会では、同趣旨の陳情が趣旨採択なされたんですよね。今回趣旨採択ということは、趣旨はわかりますよということの意味だというふうに私は理解しているんですけども、今回それが不採択になった理由というのは何でしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 10番、井田章雄君。

○民生教育常任委員会委員長（井田 章雄君） 民生教育常任委員長の井田でございます。先ほど報告いたしましたように、過去の経過が不採択、そして次が、2回目が趣旨採択という経過とな

っております。そういう中で、委員の皆様方の御意見が三者三様ということで、委員長としまして意見を調整いたしました。ところが、全員一致ということになりませんので、1名の議員の中から採択して意見を上げてほしいと、こういうことがございまして委員会として採決をとったわけです。それで、採決の結果、賛成1名、反対4名、賛成少数ということで不採択にすべきというふうに決したわけです。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） ちょっとよくわからないのは、趣旨採択だったら一致することなんですか。であれば、陳情の趣旨は、これは年金等は国が決めるものですから、当然、国にしかるべきところに意見書を出してくれというふうな趣旨だと思うんですね。それが、意見が合わなかったとおっしゃるんですけども、事務的なことばかり話されたのではないと思うんですよ。その中で、趣旨はわかるんだけども、採択をとったら不採択になったというふうに聞こえたんですが、その辺がよくわからへんのですよ。もしかしたら中身はよくわかるけども、意見書上げることはいけんと言いなったんでしょうか。もし、そうですか、そうであれば、意見がわかるという、この趣旨はわかるという点では、今回陳情に反対された人はどのような意見を上げられたんでしょうか、ちょっと聞かせてください。

○議長（青砥日出夫君） 10番、井田章雄君。

○民生教育常任委員会委員長（井田 章雄君） 反対の意見でございますが、今、皆さん御承知のとおり、年金財政というのが潤沢であれば年金としても理解はできるけどもというような意見。それから、将来にはもっと削減しないと帳じりが合わなくなるかもしれないという意見ですね。年金受給者の方で活動ができる方はよいが、払う方から陳情なんか出てこない。いかにもアンバランス。また、政治が片方の意見を無視してよいのか。バランスを見ながらしないといけない等々という意見がございました。

先ほど趣旨採択というのは全員一致ということが言われておりまして、それができなければ不採択か採択かという方で決すべきということで、私は委員長として理解しておりますので、それに従ってこういう委員会として結論を出したということでございます。

○議長（青砥日出夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑がないので、質疑を終結し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

5 番、植田均君。

○議員（5 番 植田 均君） 委員長報告は不採択でしたので、採択すべきという立場で討論いたします。

この年金 2.5%の削減中止を求める陳情は、政府がことしの10月から2.5%引き下げるという法案を可決したことをもとに戻すようにということを求めたものであります。この陳情者は、南部町への影響を具体的に試算されております。国民年金、厚生年金、合計が南部町内で50億5,300万円余です。そして、2.5%の減額の影響額は1億2,600万円の損失となります。これは地域の経済に大きなマイナス要因となります。

それに加えてマクロ経済スライドという算定方式は、労働力人口と年金受給者の増加分を反映するので、20年間で今より15%下がることも明らかであります。デフレからの脱却など、おぼつかないことは明らかです。庶民の懐を暖める政策に切りかえることが強く求められています。本陳情を御一緒に採択しようではありませんか。

私は、日本共産党の町会議員として、少し日本共産党の社会保障政策の財源の提案をお示ししたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 植田議員。

○議員（5 番 植田 均君） それは聖域のないむだの削減です。（「宣伝だがん」と呼ぶ者あり）ダム建設、大都市環状道路など、不要不急の大型公共事業の見直し、米軍への思いやり予算、ヘリ空母、F35戦闘機などの軍事費にメスを入れる。原発……。

○議長（青砥日出夫君） 植田議員、一言言っておきますけども、討論の場ですので……。

○議員（5 番 植田 均君） 討論……。

○議長（青砥日出夫君） いや、討論ではないです。宣伝します言いました。

○議員（5 番 植田 均君） 提案なんです。（発言する者あり）

○議長（青砥日出夫君） 何がそんなへ理屈がああだ。（発言する者あり）

○議員（5 番 植田 均君） もうすぐ終わろうとしておるんで……（発言する者あり）原発推進予算はやめて、再生可能エネルギーの予算に組み替える。政党助成金と官房機密費などの廃止などで3.5兆円。そのほか証券優遇税制など……。

○議長（青砥日出夫君） 植田議員、陳情と関係ありませんので、退場させますよ。

○議員（5 番 植田 均君） 総額で11.5から14.5兆円の……。

○議長（青砥日出夫君） 植田議員、聞こえた。退場させるよ。

○議員（5 番 植田 均君） 財源を……。

○議長（青砥日出夫君） 退場させるよ。

○議員（5番 植田 均君） 捻出することが……。

○議長（青砥日出夫君） やめなさい。

○議員（5番 植田 均君） できます。このような見通しをもって……（「頑張れ」と呼ぶ者あり）

○議長（青砥日出夫君） 頑張れじゃない。

○議員（5番 植田 均君） ぜひ……。

○議長（青砥日出夫君） これ以上しゃべったら……。

○議員（5番 植田 均君） この陳情を採択するように、ぜひよろしく願います。

○議長（青砥日出夫君） 委員長報告に賛成者の発言を許します。

6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 6番、景山でございます。（発言する者あり）

○議長（青砥日出夫君） 要らんこと言うな。

○議員（6番 景山 浩君） 委員長の報告にもありましたとおり、確かにこの陳情書の中身、意見書を上げてほしいというところ、必ず意見書を上げてほしいという部分以外は現在の年金の状況とか、将来的にこの年金額が下がって行って生活が苦しいということは、まさにそのとおりだろうと思いますし、この中に若い皆さんの年金納付を滞納されたり、忌諱をされたりといったような現象が起こっているというのも本当にこのとおりだろうと思います。今、植田議員の方から、じゃあ財源をどうするというお話が出ましたが、私がそれで、ああ、本当だな、そうやってやれば年金財政穴埋めができて下げなくてもいいなと思えるんですが、残念ながら、私はそういうふうには思えません。やはり原則としては、年金にしても保険にしても負担と給付というもののバランスがとれて初めて成り立っていくものだろうというふうに思います。

そういった面からすると、本当に陳情者の心情はもちろん十分わかるんですけども、ただ、将来的に今しっかりと納めていただいて、将来的に受給者になっていかれるであろう皆様方から将来の年金のことが不安だと。だから、できれば払いたくないといったような声が上がってくるというのは、とても危惧すべきことだというふうに思います。なかなか負担をさらに上げていくということが、本当はもっとこういう危機的な状況になる前にそういう議論がなされるべきだというふうには思いますけれども、とにかく今からでもできることということで、今、年金の制度改革にも抜本的というふうにはなりませんけれども、取り組まれている中で、少なくとも被用者年金についてはもう既に支給開始年齢が61歳になってます。国民年金も60歳からですと満額

がもらえない状況になっているという、将来的に給付が下がっていくことがもう確実になった状況では、やはりこの2.5%の削減、さらにはマクロ経済スライドということも制度維持のためには避けて通れないことでもあります。

ですので、心情的には非常にわかるんですけれども、やはり意見書を上げていくというところまでには同意ができかねるということで、この陳情の採択には反対をいたします。

○議長（青砥日出夫君） 委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 陳情を御一緒に上げていただきたいと思います。

安倍首相がアベノミクスを言い出したときに、それでも国民の所得を上げなくてはいけないから皆さん協力してくださいと言いましたよね。それで、大企業が若干応じたんだけど、すそ野が広がっていない。これは南部町を見てもわかることやと思うんです。今の不景気や国民の生活やデフレを脱却していく一番の方法は、これは保守的なケインズ経済学者の人でも内需拡大だと言っているんです。一方で、国民所得を150万上げると根拠がないんですが、言っておく政府が、年金者が多い中でのこの2.5%引き下げというのは、これは矛盾しているあり方ではないでしょうか。それで、私たちは、この矛盾はお金がないからというのがどうしても国民の中での意見が、景山議員でも出てくるんですけども、このお金は大きな一つには内部留保資金等を使うことと、本来もっと払うべき人が税金を払ったらこのお金は賄えるのではないかという提案を国会の段階でしているということなんですよ。

地方議員の役割とすれば、これはイデオロギーとか思想信条のこと話しているのではなくて、町民の生活が年金が引き下がったらどうなるかと、こういう立場から声を上げて言ってほしいということを言っているのだと思うんです。その中で、この陳情者が先ほど植田議員が述べたように、今回の2.5%の引き下げでは1億2,600万ものお金が南部町から消えていく。こういうことを試算として言っているわけですよ。

であれば、国会では今の政権を応援なさっている方々も町民の生活が本当に今大変なときに税金の使い方を改めようではないかと、私は今、与党を応援している方にこそ声上げてほしいと思うんですよ。でなければ、今、アベノミクスを言っている首相もデフレ脱却はできない。一番の大もとが内需拡大というのであれば、国民の懐に手を突っ込むようなことをせずに、本来取るべきところから取ろうではないかというこの声を御一緒に上げていき、2.5%の削減はやめることを一緒に声上げていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第4号、年金2.5%の削減中止を求める陳情を採決いたします。委員長報告は不採択でありました。原案に対して採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立少数です。よって、本案は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決しました。

日程第13 陳情第5号

○議長（青砥日出夫君） 日程第13、陳情第5号、日本のTPP（環太平洋連携協定）交渉への参加反対を求める陳情書を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、板井隆君。

○総務経済常任委員会委員長（板井 隆君） 4番、板井隆、総務経済常任委員長です。陳情第5号、日本のTPP（環太平洋連携協定）交渉への参加反対を求める陳情書について、結果を報告します。

前3月定例議会で同様な内容で、同じ方からTPPへの参加断念を求める意見書を出されて採択をし、意見書を提出させていただいております。現内閣ではまだまだ交渉の参加への意思が変わってないというふうに判断をしまして、全員一致でもう一度意見書を出し、採択をし、意見書を提出することといたしました。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論を終わります。

これより、陳情第5号、日本のTPP（環太平洋連携協定）交渉への参加反対を求める陳情書を採決いたします。

委員長の報告は採択でありました。本案を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり採択することに決しました。

日程第14 陳情第6号

○議長（青砥日出夫君） 日程第14、陳情第6号、デフレ不況からの脱却と地域経済の振興に向けて最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める陳情書を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、板井隆君。

○総務経済常任委員会委員長（板井 隆君） 総務経済常任委員長です。陳情第6号、デフレ不況からの脱却と地域経済の振興に向けて最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める陳情書について報告をいたします。

報告は、全員一致で採択ということになっております。昨年9月定例議会において、最低賃金法の支援法改正と安定雇用の創出と中小企業支援策の拡充に強化を求める意見書というものが出ておまして、内容的に言いますと同じような内容、昨年9月定例議会でも同様に採択とし、意見書を提出しておりますので、引き続き採択をし、意見書を提出させていただくということになりました。以上、報告終わります。

○議長（青砥日出夫君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、陳情第6号、デフレ不況からの脱却と地域経済の振興に向けて最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める陳情書を採決いたします。

委員長の報告は採択でありました。本案を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり採択することに決しました。

日程第15 陳情第7号

○議長（青砥日出夫君） 日程第15、陳情第7号、子ども・子育て支援新制度の導入に関する意見書提出を求める陳情書を議題といたします。

本件については、民生教育常任委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。どうですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続の審査に付することに決定いたしました。

ここで、若干休憩をします。再開は、3時45分。

午後3時25分休憩

午後3時45分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

追加提案ございます。

日程第16 議案第53号

○議長（青砥日出夫君） 日程第16、議案第53号……（「異議あり」と呼ぶ者あり）まだ何も言ってないで。議案第53号、南部町職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。（「異議あり」と呼ぶ者あり）

真壁議員。

○議員（13番 真壁 容子君） 追加議案として53号、南部町職員の給与の特例に関する条例の一部改正については、追加議案とすることに反対をいたします。

これは議会運営委員会でも全員協議会でも意見を述べてまいりました。議会は、議運を議会開会の2週間ぐらい前に開きます。そのときに、一般住民からの陳情や請願はなるべくそのときに間に合わせるようにというふうに言うわけです。そういうことを私どもは努力しています。時々ルール違反の方もありますが、そうではなくて住民の立場でするようにしていますが、執行部提案だけ最終日に出してきてもいいですよということはありません。なぜかという、それに南部町職員の給与をどうするかということは非常に重要な議案であり、うちの議会が委員

会主義をとっていること考えれば、少なくとも議会の初日に提案していただき委員会で慎重審議をして、いいのかどうかを判断するというのが私たちの仕事であるべきはずだと思うんです。だから、今回はいろいろ様子聞いたら組合との妥結が遅くなってきのうしたので、きょう上げてきたというのであれば、委員会審議を十分したいものですから、今回継続に置いておいてもいいですけれども、上げるのではなくて9月議会に再度提案し直すというのが議会としてのとるべき態度だというふうに思うわけです。そういう意味では、今回この給与の特例に関する条例の一部改正を今議会で追加議案をして拙速に決めてしまうことになるので、反対いたしますので、皆さんの同意を得て次の議会に回していただきますよう、お願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 本件につきましては先ほど議会運営委員会でお諮りし、本議案を提案することを可としております。したがって、本議案を議題とすることを許可します。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。それでは、議案第53号について御説明いたします。南部町職員の給与の特例に関する条例の一部改正について。

次のとおり南部町職員の給与の特例に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

めくっていただきますと改正条例を載せております。まず、経過について御説明いたします。

本年3月29日に御存じのとおり改正地方交付税法が可決成立いたしました。国家公務員と同様な削減措置を反映した地方公務員給与分についての交付税の減額が行われることがここで決定したわけでございます。地方六団体は、交付税による地方自治への介入であると強く抗議いたしましたことは、町長の一般質問の答弁でもあったとおりでございます。しかし、現に削減が行われているということから、住民の皆様へのサービスの提供、これについての影響があってはならないという観点から、きょうまでの間、職員の皆様と給与の削減という形での協力をお願いし、昨日合意をいただきましたので、改正を行う運びになったものでございます。

内容について申し上げます。削減期間は、平成25年7月1日から平成26年3月31日までといたします。1級、2級、3級は3%、4級、5級、6級につきましては3.5%減額するものでございます。手当の反映はしないということになっております。対象職種は、再任用職員、再任用短期間勤務職員、任用つき職員は除いた正規職員といたします。

施行日はここに書いておりますように、平成25年7月1日からの施行といたします。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 提案に対し、質疑はありませんか。

2番、三鴨義文君。

○議員（2番 三鴨 義文君） 2番、三鴨です。ちょっと質問させていただきます。私もこの議案、きょう初めて説明を受けたので不勉強ですけども、2点質問させていただきます。

減額率の1級、2級、3級が100分の3、4、5、6が100分の3.5ということですが、これ、それぞれの率を決定された根拠はどういうところにございますでしょうか。といいますのが、若い職員さんが1、2、3級だと思います。4、5、6級は中堅職員さんや課長さん方というふうに思いますが、100分の3となる若い職員さん、特に結婚世代、子育て世代、本当にお金が必要な時期だと思います。大事にせないけん世代だと思っております、基本給が低い上にこの100分の3と、一方では100分の3.5、この割合を決められたのはどういうところだろうかなというふうに思います。かなりの若い世代、職員さんにはダメージだと思ひまして、ちょっとお伺いいたしたいと思ひます。

あとは、ラスパイレス指数ということをごらんと全協の中でおっしゃられました。最近の、直近のいいですが、ラスが今、幾らになっているのかというのがお聞きしたいと思ひます。

きょうのきょうでして、私もそういうことを踏まえて判断材料にしたいと思ひわけですが、もう既に労働組合とは妥結に至っているということですので、非常に職員さん方は現下の経済状況等、いろいろ勘案されて妥結に至ったのではないかと思ひますけれども、私は個人的にといいますか、以前、西部地震のときに職員の方が給与削減を受けたもんだと、実施していった経過もありますし、いろいろと過去にもありますが、自然災害とかそういったようなことでしたら、町民さんが困っておられれば当然そういうことは受けていくべきだろうと思ひますし、痛み分けすべきだと思ひますけど、こういったデフレの不況下の中でこういう削減するから、交付税落とすから、給料も下がるから、交付税も落とすよというようなことに、こういう人災みたいなことにああそうですかということにはちょっと素直に受け取りにくいところがありまして、そういったような理由でちょっと私の今、迷っているところ、町民さんのこととの兼ね合いもありまして、その辺の御説明なり御答弁いただければと思ひます。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。まず、ラスの方でございますけども、24年度のラスパイレス指数ですが、102.8でございます。これは国家公務員の給与が減額されておりますので、その関係で102.8となっております。ちなみに、参考値といたしまして国家公務員の給与減額がなかった場合のラスでございますけども、94.9でございます。ラスは

国家公務員を100としておりますので、その指数でお願いいたします。

それから、率の関係で1から3級が100分の3、それから、4級から6級が100分の3.5という率をどうやって決定したかということですが、まず一つには、このラスの102.8でございますから、このラスをまず100以下にということが一つあります。それで、これにつきましてラスは非常に計算が込み入ってまして、単純に減らせば減らすものではありません。職員の学歴の関係、それから採用年数、勤務年数ですね。それと給与の関係等でやりますので、個人ごとのデータを積み上げていったものになりますので、その関係で100を下回るということをもまず一つの前めに置いたと。あとは金額的に組合の方から金額での協力を私たちはするんだということがございましたので、その交付税に影響する金額を出すときに、やはりこの程度はしないといけない中で、全員一律というのはちょっと厳しゅうございますので、3級まで、主幹までになりますけども、そこ4級以上の室長からなりますが、その中で率を定義いただいたということでございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 2番、三鴨義文君。

○議員（2番 三鴨 義文君） 結局、その金額に対応した率を考えたということですが、私の思いの中では100分の3と100分の3.5とされたところが、やっぱりその若い職員さんの方の方を、私の思うところですがもう少し少なくしてあげて、金額的には基本給の高い4、5、6の方にウェイトをかけた方が効果はあるんじゃないかと思っておりますので、そう思ったわけですが、この3と3.5で妥結されているということでありましたら私はとやかくここでどうこう言いにくいわけですが、もう一方、ラスの話に戻りますが、これを実施すると94.4になるということですか。ちょっとその辺がわかりにくかったので。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。先ほどの率の関係は、組合の方と協議の中で出た結果といただきたいと思います。確かに給与の低い方につきましては厳しいことになるというのは一つの理由があると思います。ただ、どうしても率で計算しますので、かえって上の方、4級以上、例えばこれを5%にして3級以下を例えば2%にした場合には、金額ベースで実際の今、支給、実際手取りになる金額から、大きな金額から抜ける格好になります。ですから、そういう面からいくと上の者にとってはより厳しいということもありますから、単純に率の大小では考えられないところもあるわけでございます。

それから、もう1点のラスの関係ですが、今回の分で減額をして100を下回るということですが、決して94.9にはなりません。多分、99.幾らというところですよ。99.5ぐらいじ

ゃないかと思いますが、99を下回るようなことにはならないと思いますし、100を超えることにはならないと私は思っております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） ほかに質疑ありませんか。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 1点だけ聞かせてください。1、2、3級、4、5、6級、該当の人数がわかりますか、それぞれの級の。教えてください。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。1、2、3級が80人でございます。それから、4、5、6が40人、合計で120でございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） ほかに質疑はありますか。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 確認ですけども、今回地方交付税が減額されたということで、4,600万でした。4,600万円の減額で、それから、今回の職員の給与の減額は1,062万3,000円と、これ平成25年7月1日から26年3月31日という期間の間の総額丸めたものがこれという理解でしょうか。

それと、もう1点聞いておきたいのは、地方交付税が4,600万以外に当初では減額されるけれども、後から不足払いみたいな形で幾らという話が出たと思いますけども、幾らだったでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。4,600万といたしましたのは、国家公務員と同様な給与削減をしたということで交付税の方、算定されますので、その関係の影響額が簡易的な計算で南部町の場合、4,600万になると申し上げました。

それから、1,062万3,000円ですか、職員の給与額の減額の金額ですが、これは7月1日から3月31日までの金額、総額になります。先ほど申しました120人分での計算になります。

あと、もう1個は金額の話でしたが、これは後からではなくて今回、過去のそういう職員の定数の削減努力とかそういうものに関しまして国の方が地域の経済活性化とか、あるいは防災面、そういうものの地域のことに使ってくださいということで算定したものの配分があると。この分につきまして約3,000万あるとなっております。これは基準財政需要額をもとに計算しておりますので、その分に係数を掛けて出してるものでございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長にお聞きします。町長、先ほど副町長も言うておりましたが、国が地方の財源にとにかく言ったりとか、もう相談もなしに公務員の給与分だと言ってそれを削減するというのは、これは地方自治法や憲法に照らしても本当に抵触するひどいやり方だというふうに思うけど、そのことに抗議をすべきではないかというの1点と、もう一つは、安倍首相が、私は決してアベノミクスはいいと思わないんですけども、所得を上げると言いながら、その一方で公務員の給料、まだですよ、国家公務員がするにしたって地方が、地方議会があって地方行政が独自でやっているところにそれを下げろというようなことを、これ、お金削るっていうの物すごい一方的ですよ。こういうやり方は、私は断固許してはならないというふうに思いませんか。

それと、もう一つは、許さないという方法は、きっと町長も副町長も皆さん持っておられると思うんですよ。もう一つの方法、私たちは地方分権といいますよね、地方自治も国と同格だと。そういうふうないう立場から見たら、私は少なくともそうとは言っても、国は幾らかをほかの分で活性化策で持ってくるというのであれば、今回の1,062万3,000円のこの100分の3、100分の3.5というのは、必ずしも引き下げなくてもいいのではないかと。その分をしっかりと住民に言って訴えて、職員が一生懸命働けばいいことではないでしょうか。何よりも町内で1,062万3,000円の、いわゆる循環するお金が減ってくるということになりかねんわけですよ。そういうことを考えたら、私は国に対してしっかり意見を言うと同時に、うちは心配せんでももう下げると、そういうことを言って、これを国の言うこと聞かずに踏ん張るといっても国に対してしっかりと地方自治の姿を見せる姿勢ではないかと思うのですが、その点を発揮していただきたいと思うのですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。私も少ない職員がたくさん仕事を抱えて一生懸命やっただいておまして、成果もおさめていただいております。非常に今回の措置については申しわけない気持ちでいっぱいですが、何といたっても交付税を交付する国が一方的にそういう措置をしてきて、町の方にその財源が入ってこんという事態が一番問題なわけでありまして。もちろん地方六団体を通じてそのようなことは二度としてはいけないということです。もちろんやるということについて非常に強力で抵抗もいたしました。地方自治を踏みにじるものであるし、交付税措置を曲げるものだというようなことを強く申し上げて、結局、全体としては過去の職員の削減だとか行政改革だとか、そういう努力に対して交付税で面倒見ましょう。それから、防災対策、今、喫緊の課題なんですけれども、こういう防災対策なども面倒見ましょうということで、

これは交付税措置の中の基準財政需要額に措置をするという約束によろやくなりまして、地方六団体も矛をおさめたということになりました。一応、地方六団体もそういう措置がなされたということでございますので、南部町としてもこれはやむを得んたろうなという受けとめをいたしたわけであります。

それから、所得を上げると言いながらというアベノミクスと逆行するのではないかということなんですけど、全くそのとおりだということに思いますが、この件はいわゆる今、内閣総理大臣は30%、それから、国務大臣は20%だったと思います。それから、国会議員の皆さん方も、これは数百万、何百万ですね、非常に大きな報酬の削減をして東日本震災の対応をすると国民に税を求めておりますので、そういうことから襟を正そうということで、現に国もやっているわけです。そういうことに付随して職員も7.8の削減を協力するという、いわゆる国を挙げて東日本震災とかそういう未曾有の危機に対応するという姿勢でありまして、これを全面的にむだなこととはなかなか言いにくい状況もあるわけであります。

それで、町では7.8というような大きなことをやりますと、今でもさっき総務課長が言いましたように94.9ということで、5ポイントぐらい国家公務員よりも低いわけですから、これをさらにやれば、国家公務員と一緒にほどやれば今の状況が続くということです。このまま投げおきますと102.8ということで、国家公務員より高くなるということになっております。高いが悪いわけではございませんけれども、大体100をぎりぎり切るぐらいでどうだろうかということで組合の方と相談して合意に至ったのが、今回提案しております100分の3と100分の3.5をお世話になりたいということで合意に至ったわけでございます。いろいろ矛盾したこともあろうと思いますし、割り切れない気持ちも職員の中にはあると思いますけれども、一応さまざまな要素を考慮して、お互いに主張すべきは主張して最終的に合意に至ったわけですから、ひとつ議会の方でも労使の合意事項について御了解を賜りたいというように思うわけだす。よろしくお願います。

○議長（青砥日出夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑がないので、質疑を終結し、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

原案に反対者の発言を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 原案に反対の立場から討論いたします。

3月29日に国会で地方の交付税に国家公務員並みの減額をさせるという前代未聞の法案を議決からこの議案に至ったことは、本当に地方自治を守る立場から許せないというふうに言わなければなりません。

今、ラスパイレス、国家公務員が減額する以前は94.4だった。それを国家公務員が減額したために102.8になって、それをさらに今回99から100までの間の指数に減額しようとするものですが、国の交付税の取り扱いのやり方が一つと、それからアベノミクスの経済政策からの矛盾と、それから地方経済に及ぼす影響と、本当に上げれば切りがありません。一つ、労働組合の皆さんはこういう状況の中で、ノーが言えない立場に立たされたと思うんですよ。本当に私は国のやり方はひどいと思います。羽交い締めにされてしまった、嫌と言えない。こんな状況を本当に議会がせめても否決をして国会に抗議の意思を届けたいというふうに思います。私は、そういう立場で反対いたします。（「賛成討論なしでいいな」と呼ぶ者あり）

○議長（青砥日出夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第53号、南部町職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

議案第53号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青砥日出夫君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17 発議案第7号

○議長（青砥日出夫君） 日程第17、発議案第7号、環太平洋連携協定（TPP）交渉参加表明の撤回を求める意見書を議題といたします。

提案者である総務経済常任委員長、板井隆君から趣旨説明を求めます。

総務経済常任委員長、板井隆君。

○総務経済常任委員会委員長（板井 隆君） 総務経済常任委員長です。

発議案第7号

環太平洋連携協定（TPP）交渉参加表明の撤回を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成25年6月21日 提出

提出者 南部町議会総務経済常任委員長 板 井 隆
南部町議会議長 青 砥 日出夫 様

意見書（案）につきましては、副委員長の方から朗読をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 2番、三鴨義文君。

○総務経済常任委員会副委員長（三鴨 義文君） 2番、三鴨です。ちょっと聞いてみますけれども、これ非常に長文なんですけど、これ読まないけませんですか。皆さん、お手元にあるんですけど、読んだ方が、読まないけませんか。

○議長（青砥日出夫君） 事務局が読みます。

○総務経済常任委員会副委員長（三鴨 義文君） いや、そげなら。局長が読みなるだったら私が読みます。

○議長（青砥日出夫君） ありがとうございます。

○総務経済常任委員会副委員長（三鴨 義文君） 同じ時間になると思います。わかりました。

○議長（青砥日出夫君） よろしく。

○総務経済常任委員会副委員長（三鴨 義文君） では、朗読させていただきます。

環太平洋連携協定（TPP）交渉参加表明の撤回を求める意見書（案）

環太平洋連携協定（TPP）について、安倍晋三首相は3月15日に首相官邸で記者会見し日本が交渉に参加することを正式表明した。

安倍首相は、日米首脳会談で「聖域なき関税撤廃が前提ではないことが明確になった」と言うが、これは事実とは異なるものである。

首脳会談で発表された共同声明では、「TPPのアウトライン」に示された「高い水準の協定を達成」する。関税と非関税障壁の撤廃を原則とし、これまで「聖域」とされてきた米、小麦、砂糖、乳製品、牛肉、豚肉、水産物などの農林水産品についても関税撤廃の対象とする協定を達成することを明記している。

国民皆保険、食の安全、ISD条項など、自民党が総選挙で掲げた「関税」以外の5項目についても、安倍首相は一方的に説明しただけで、米側から何の保証も得ていない。TPPに参加すれば非関税障壁の問題でも、アメリカのルールをそのまま日本に押し付けられることになること

は明らかである。

さらにT P P交渉では新規参入国には対等な交渉権が保障されず、「守るべきものを守る」交渉の余地さえ奪われている。昨年、新たにT P Pに参加したカナダ、メキシコは（１）「現行の交渉参加9カ国が既に合意した条文は全て受け入れる」（２）「将来、ある交渉分野について現行9カ国が合意した場合、拒否権を有さず、その合意に従う」（３）「交渉を打ち切る権利は9カ国にあって、遅れて交渉入りした国には認められない」という3つの極めて不利な条件を承諾した上で参加を認められたと伝えられている。「ルールづくりに参加する」どころか、アメリカなど9カ国で「合意」したことの「丸のみ」を迫られるのがT P P交渉である。

政府の試算でも、T P P参加で日本の農業分野の生産額が3兆円減少するとされており、日本の農業は壊滅的な打撃を受けることになる。

影響を受けるのは農業だけではない。米通商代表部の「2013年通商政策課題・12年年次報告書」は、日本のT P P参加に関して「T P Pの高い水準を満たす用意があるか」「自動車や保険などかなめの分野における米国の関心に取り組む用意があるか」を注視し、「T P Pにおける米国の利害について協議していく」方向であると表明、ここでは農業だけでなく、食の安全や、自動車、医療保険など文字どおり関税とその他の「障壁」を例外なく撤廃しようという米国の狙いがあからさまに語られている。

経済主権、食料主権は国の柱である。これをしっかり支えてこそ本当の独立国と言える。まして医療保険や食の安全基準など、国民の命と安全に直結する問題までT P P交渉に委ねることは許されない。

よって南部町議会は再度、政府に対しT P Pの交渉参加に強く反対し、撤回を求める。

また、これまでのT P P交渉の事前協議の内容など、得られた情報の全面的な開示を求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成25年6月21日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣

以上です。

○議長（青砥日出夫君） ありがとうございます。

ただいまの趣旨説明、意見書に対して質疑がございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑がないので、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、発議案第7号、環太平洋連携協定（TPP）交渉参加表明の撤回を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第18 発議案第8号

○議長（青砥日出夫君） 日程第18、発議案第8号、デフレ不況からの脱却と地域経済の振興に向けて最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書を議題といたします。

提案者である総務経済常任委員長、板井隆君から趣旨説明を求めます。

総務経済常任委員長、板井隆君。

○総務経済常任委員会委員長（板井 隆君）

発議案第8号

デフレ不況からの脱却と地域経済の振興に向けて最低賃金の改善と

中小企業支援策の拡充を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成25年6月21日 提出

提出者 南部町議会総務経済常任委員長 板 井 隆

南部町議会議長 青 砥 日出夫 様

別紙にあります意見書（案）につきまして、また引き続き副委員長に朗読をしていただきます。

○議長（青砥日出夫君） お願いします。

2 番、三鴨義文君。

○総務経済常任委員会副委員長（三鴨 義文君） 2 番、三鴨です。それでは、朗読させていただきます。

デフレ不況からの脱却と地域経済の振興に向けて最低賃金の改善と
中小企業支援策の拡充を求める意見書（案）

今や日本の労働者の3人に1人は非正規労働者であり、4人に1人は年収200万円以下のワーキング・ペアである。平均賃金（年収）は、平成9年に比べて58万円も減っている。これほどの賃金の下落は世界に例を見ず、日本経済が消費の縮小とデフレ不況に陥るのも当然である。そして、家計の厳しさから、モノは売れず、生産は縮小し、雇用破壊と企業の経営危機を招く事態となっている。

収入が少なく不安定なため、結婚出来ずに、子供を産み育てられない青年も増えており、これ以上、低賃金の蔓延を放置し続ければ、日本社会は崩壊してしまう。

東日本大震災からの復興も停滞しており、政府が準備している大型の公共投資や自治体の各種施策、民間の投資も、まともに暮らせる賃金、専門性に見合った賃金を伴う雇用の創出につながらなければ、人々の生活再建も地域の復興も進まない。

今の地域別最低賃金は、東京都で850円、鳥取県では653円、フルタイムで働いても年収で153万円～117万円では、まともな暮らしはできない。地域間格差も大きく、鳥取県と東京都では時間額で197円も格差がある。こうした格差が青年の県外流出を促しており、最低賃金の地域間格差を解消する、賃金を引き上げる必要がある。

2010年には「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円を目指す」という政労使の「雇用戦略対話合意」が成立している。最低賃金1,000円は、中小企業には支払いが困難との意見もあるが、欧州の先進諸国の最低賃金は、購買力平価換算で月額約20万円、時間額1,000円以上が普通であり、高い水準の最低賃金で消費購買力を確保し、地域経済と中小企業を支える経済を成り立たせている。

日本でも、中小企業への経営支援を拡充しながら、最低賃金を引き上げる必要があり、生活できる水準の最低賃金を確立し、それを基軸として生活保護基準、年金、農民の自家労賃、下請け単価、家内工賃、税金の課税最低限度等を整備していけば、誰もが安心して暮らせ、不況に強い社会をつくることができる。よって、政府におかれましては、下記の事項について早期に実現されるよう求める。

記

- 1 政府は、ワーキング・プアをなくすため、最低賃金の大幅引き上げを行うこと。
 - 2 政府は、全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
 - 3 政府は、中小企業への経営支援策を拡充し、景気動向をふまえ、金融円滑化法の打ち切りを止めて再延長すること。
 - 4 政府は、中小企業に対する代金の買い叩きや支払い遅延等をなくすため、中小企業憲章をふまえた下請二法、独占禁止法、中小企業基本法の改正と、公共事業における適正な単価と報酬を確保するための法の制定を行うこと。
 - 5 政府は、雇用の創出と安定に資する政策を実施すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成25年6月21日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣、厚生労働大臣

以上です。

○議長（青砥日出夫君） ありがとうございます。

ただいまの趣旨説明、意見書に対して質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結し、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、発議案第8号、デフレ不況からの脱却と地域経済の振興に向けて最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 19 議員派遣

○議長（青砥日出夫君） 日程第 19、議員派遣を議題といたします。

会議規則第 127 条の規定により、お手元に配付のとおり、議員の派遣をしたいと思います。

お諮りいたします。議員派遣をすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり議員派遣をすることに決定しました。

日程第 20 議長発議第 9 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 20、議長発議第 9 号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員長、石上良夫君から、閉会中も本会議の日程等、議会運営に関する事項について十分審査を行う必要があると、会議規則第 75 条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、石上良夫君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第 21 議長発議第 10 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 21、議長発議第 10 号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。広報調査特別委員長、景山浩君から、閉会中も議会広報などの編集について十分審査を行う必要があると、会議規則第 75 条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、広報調査特別委員長、景山浩君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

日程第 2 2 議長発議第 1 1 号

○議長（青砥日出夫君） 日程第 2 2、議長発議第 1 1 号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会改革調査特別委員長、景山浩君から、閉会中も議会改革について十分審査を行う必要があると、会議規則第 7 5 条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、議会改革調査特別委員長、景山浩君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

○議長（青砥日出夫君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付された事件はすべて議了いたしました。

よって、第 4 回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。これをもちまして平成 2 5 年第 4 回南部町議会定例会を閉会いたします。

午後 4 時 3 3 分閉会

議長あいさつ

○議長（青砥日出夫君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

6 月 1 4 日に開会以来、本日まで 8 日間にわたり、補正予算、条例等、当面する町政の諸案件を議員各位の終始極めて真剣な御審議により、ここにすべて案件を議了しました。

極めて妥当な結論を得ましたことに対し、議員各位の御精励に対し、深く敬意を表しますとともに、衷心より厚くお礼を申し上げる次第であります。

町長を初め、執行部におかれましては、審議の間、非常に真摯な態度をもって御協力いただきましたことに対しまして感謝を申し上げるとともに、今期定例会を通じて議員各位から述べられた一般質問、あるいは質疑などの意見、要望等につきましては、町政執行に際しまして十分反映されますよう要望する次第であります。

これから本格的な夏を迎えるに当たり、皆様におかれましては健康に留意され、ますます御活躍を御祈念いたしまして、閉会のごあいさつといたします。

町長あいさつ

○町長（坂本 昭文君） 6月定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会は6月14日から本日まで8日間にわたって開催されまして、財産の無償譲渡を初め、一般会計補正予算など10議案について御審議をいただきまして、全議案ともに御賛同いただき、御承認を賜り、まことにありがとうございました。

17日、18日には、8名のお方より一般質問があり、植樹祭関連、少子高齢化対策、ゆうらく譲渡など、町政の重要課題についてさまざまな角度より議論がなされました。それぞれにお答えいたしましたけれども、立場の違いなどにより最後まで御理解をいただくことができない部分もあり、残念に思っております。

ゆうらくの譲渡については、幸いに多くの議員さん方より御理解をいただき、御賛同を賜りましたが、昨年の3月議会以来の課題について解決をできて喜んでおります。賛成、反対の議論を伺いながらよくよく考えてみますと、町の重要施策である福祉を担う主体として民間にゆだねてはいけないという考え方と、民間でできる部分は民間で行うという町政運営の進め方の基本的な点についてが争点ではなかったかと思えます。私は、何でも民間がやればよいとは絶対に考えていませんが、民間が育ってきてひとり立ちができるようになれば、その部分は大きな拍手で巣立ちを祝ってあげるべきと思います。福祉も老人福祉ばかりではございません。児童福祉や障がい者福祉など、まだまだ多くの分野で課題を抱えておりますので、それらの分野にも今まで以上に取り組んで、結果としてこのたびの判断がよかったと言っていたくように今後努力していきたいと存じます。

これから一層暑さが厳しくなりますけれども、議員各位には議員活動に精励をいただきまして、町政の発展に御尽瘁をいただきますようによろしくお願い申し上げ、お礼のごあいさつといたします。ありがとうございました。
